

令和7年3月

中札内村議会定例会会議録

令和7年3月11日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
総務課長補佐	永井亮平君	住民課長補佐	山本一美君
住民課			

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長	渡辺大輔君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	野原誠司君
------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日 程 第 1	議案第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 2	議案第14号	職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日 程 第 3	議案第15号	令和7年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 4	議案第16号	令和7年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 5	議案第17号	令和7年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 6	議案第18号	令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 第 7	議案第19号	令和7年度中札内村簡易水道事業会計予算について
日 程 第 8	議案第20号	令和7年度中札内村公共下水道事業会計予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年3月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第2 議案第14号 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第1、議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第2、議案第14号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、12月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行っていることから、給料及び手当のうち令和7年4月1日施行分について、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、昨年8月8日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、国家公務員に準じて改正を行うもので、今回の条例改正は令和7年4月1日から施行となる条例の改正となっております。

次に、改正内容となります。

黒ナンバー14番、議案関係資料20ページをお開きください。

1点目は、月額給料表の改定ですが、こちらはベースアップとは異なり、職責重視の給料体系とするため、見直しを図るもので、早期に昇格した場合に大きく金額が上昇する仕組みへと変更するもので、給料表の3級から6級の号俸をカットして、初号俸を引き上げるものです。

具体的には、3級5号俸を1号俸とし、4級9号俸を1号俸へ、5級9号俸を1号俸へ、

6級13号俸を1号俸に改めるものです。

なお、今回の改正に伴う号俸の切り替えについては、附則第2項の規定により号俸を切り替えるものです。

号俸の切替表につきましては、黒ナンバー7番、議案31ページから33ページに記載しておりますので、ご参照ください。

次に、黒ナンバー14番、議案関係資料16ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたします。

第6条の2は、先ほどご説明いたしました給料表の改定に伴い、管理職手当の職責を給料反映するため、課長職にあつては、改正前の6級65号俸を、改正後、6級53号俸に、参事職にあつては、改正前の6級20号俸を、改正後、6級8号俸に、課長補佐職にあつては、改正前の5級20号俸を、5級12号俸に見直しをするものです。

次に、第7条は、扶養手当の改正となります。

第2項第1号に規定する配偶者に係る扶養手当は、2年間の段階的な実施により廃止するため、文言を削除するものです。

次に、第3項は、子に係る扶養手当の月額を1人につき1万円を、2年間の経過措置を経て、1万3,000円に増額するものです。

また、第4項は、第5項の扶養親族の数の変更に伴う支給額の追加について、規則に委任する旨を規定することにより、特定期間を当該期間へ文言を変更するものです。

第8条についても同様に、扶養親族の数の変更等について、規則に委任することから、条文を削除するものです。

次に、18ページをご覧ください。

第12条の3、管理職員特別勤務手当の支給対象勤務の拡大の改正となります。

管理職員とは、課長補佐職以上の職員で、これらの職員については、就業時間を超えて勤務を行っても時間外手当などは支給されませんが、災害時等の限定された業務へ従事する場合、休日及び平日の深夜に限って、当該手当が支給されるものです。

今回の国家公務員の給与改定では、近年増加、頻発する災害への対処など、深夜に及ぶ勤務を行う職員が浮き彫りとなったことから、管理職員の負担感がこれまで以上に大きくなっている実情に鑑み、支給対象となる時間帯を2時間拡大するため改正をするものです。

改正前の週休日等以外の日の午前12時から午前5時までを、改正後、午後10時から翌日の午前5時までに改正をするものです。

なお、本村における管理職員特別勤務手当の支給対象となる事務は、災害や事故等への対応のほか、選挙の投開票事務、住民の搜索など、緊急やむを得ない事務に限り、支給するもので、通常業務では適用となりません。

次に、第3項は、深夜勤務においても、規則で定める勤務をした場合に、100分の150を乗じて得た額とすることを規定するものです。

次に、第15条は、定年前再任用短時間勤務職員について、適用除外とされていた改正前第6条の3の住居手当を支給するよう、規定から削除するとともに、先ほど説明いたしました扶養手当を規則に委任することに伴い、改正前から第8条の2までを削除するものです。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

附則第2項、第3項は、号俸の切り替え、切替日前の異動者の取扱いを、第4条では、扶養手当の経過措置について規定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これらの２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

申し訳ありません。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 失礼しました。

引き続きまして、議案第１４号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。

黒ナンバー１４番、議案関係資料２４ページをお開きください。

新旧対照表にて説明をさせていただきます。

本条例改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給拡大をするもので、寒冷地手当を、新たに令和７年４月１日から支給しようとするものです。

第１条は、定年前再任用短時間勤務職員を、本人の意向を踏まえて、短時間勤務の職として再任用する職員に対し、新たに寒冷地手当を支給しようとするものです。

また、その下段、附則第２項では、改正前、経過措置として、寒冷地手当の支給について、適用除外とされていた暫定再任用職員について、改正後、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新たに寒冷地手当を支給しようとするものです。

なお、この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これらの２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１３号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１３号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１４号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号 令和7年度中札内村一般会計予算について

◎日程第4 議案第16号 令和7年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第5 議案第17号 令和7年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第6 議案第18号 令和7年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第7 議案第19号 令和7年度中札内村簡易水道事業会計予算について

◎日程第8 議案第20号 令和7年度中札内村公共下水道事業会計予算について

○議長(中井康雄君) この際、日程第3、議案第15号から日程第8、議案第20号までの令和7年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました令和7年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和7年度は、創造的継続をテーマに予算案を編成しました。

社会経済情勢が目まぐるしく変動し、不確実性、複雑性、曖昧性が増大する中、まちづくりは一時の停滞も許されない状況となっております。

このため、村長改選期ではありますが、骨格予算の慣行に捉われず、住民福祉の増進を図るため、継続事業を磨き上げ、健康で文化的な美しい村という普遍的価値を高めるべく職員間で徹底論議し、完全なボトムアップにより構築した肉付け予算となっております。

また、前年度から引き続き、最重点施策メーンディッシュを掲げました。

予算規模約3億円、全27分野に渡って各種事業を展開し、地域の希望の向上につなげてまいります。

一般会計は、令和6年度当初予算との単純比較で、対前年比2.0%増の56億8,560万円の規模とし、国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は、対前年比1.1%増の73億656万3,000円となっております。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、はじめに、一般会計について、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 令和7年度一般会計予算の補足説明を申し上げます。

最初に、令和7年度予算は、村政執行方針の中で申し上げたとおり、6月に村長選を控えていることから、従来の流れに沿えば、義務的経費や継続業務を中心とする骨格編成とするのが一般的ですが、改選までの村政における重要な第1四半期の事業活動を停滞させることなく、普遍的なまちづくりを進めるため、骨格予算の概念に捉われない予算編成としております。

新年度予算案のテーマを創造的継続と定め、健康増進、文化振興を含めた教育、子育て

支援、環境の美化など村が大切に育ててきた基本施策をしっかり前に進めるとともに、最重点施策メインディッシュである全27分野に渡る公約の実現により、地域の希望の向上につなげる予算となっております。

それでは、黒ナンバー18番、中札内村各会計予算に関する資料をご用意ください。

まずはじめに、48ページをお開きください。

こちらは、令和7年度予算における各部局における最重要施策となるメインディッシュを記載しております。

9部局27分野の事業について、52ページまで記載をしております。

事業予算を合わせた合計は、新規、継続も合わせまして、予算規模は約3億円となります。

それでは、一般会計予算について、補足説明を、詳細、させていただきます。

ページ、戻っていただきまして、1ページをお開きください。

1款村税についてですが、燃料、資材価格の高騰と円安による輸入コストの増加など、物価が継続して上昇していることなどから、法人村民税の減少が見込まれることなどから、村税全体では、対前年比1,682万9,000円、2.5%の減となっております。

次に、2款から9款地方特例交付金までは、前年度の実績などを勘案し、増減をしております。

次に、10款地方交付税につきましては、8,305万7,000円、対前年比4.2%の増は、普通交付税は、給料改定に要する経費の単位費用への算入や、地域おこし協力隊など特別交付税の算入増を見込んだことなどによるものです。

12款分担金及び負担金について、対前年比1,054万1,000円、23%の減は、道営事業受益者分担金、札内川右岸南部地区の事業終了による減や、学校給食費負担金の減によるものです。

次に、14款国庫支出金について、対前年比1億4,601万5,000円、75%増の主な要因は、電算システム標準化移行に伴うデジタル基盤改革支援補助金や、道路事業等に係る社会資本整備事業交付金の増によるものです。

次に、その下段、15款道支出金について、対前年比2,802万3,000円、11.4%増の主な要因は、西札内林道専用道整備に係る森林環境保全整備事業補助金や、児童生徒タブレット端末更新に係る公立学校情報機器整備事業補助金の増などによるものです。

17款寄附金について、対前年比3億9,847万8,000円、56.5%減の主な要因は、ふるさと納税で、前年比4億円減の3億円で見込んでいることなどによるものです。

次に、20款諸収入について、対前年比3,682万3,000円、26.7%減の主な要因は、前年度、十勝圏複合事務組合から新中間処理施設整備に係る村積立金の還付金が減少したことなどによるものです。

21款村債については、対前年比2億7,448万4,000円、77.8%増の主な要因は、道営草地畜産基盤整備事業に係る辺地対策事業債や、防災無線操作卓更新事業に係る緊急防災・減災事業債の増などによるものです。

次に、2ページの歳出であります。性質別比較表により説明いたします。

1の人件費について、対前年比1億2,448万8,000円、13.7%増の主な要因は、(1)報酬・手当のうち、②会計年度任用職員(パート)で、令和6年度から支給開始となった勤勉手当の増及び特別支援員や観光振興専門員、保育士代替報酬など、職員数の増や、(2)給料・手当のうち、②一般職及び④会計年度任用職員(フルタイム)において、

職員数の増及び令和6年度から支給された勤勉手当の増などによるものです。

また、(3) 共済組合等負担金では、職員数の増やベースアップによる標準月額報酬等の増によるものです。

2の物件費について、対前年比2,071万円、1.2%増の主な要因は、(1) 委託料で、標準化システム移行委託及びシステム改修委託の増がある一方で、(4) その他において、寄附金の減を見込んだことにより、ふるさと納税返礼品代や運搬料の減などによるものです。

次に、3の補助費等について、対前年比3,358万2,000円、4%増の主な要因は、(1) 負担金で、消防指令システム及びデジタル無線機器更新に伴うとかち広域消防事務組合負担金の増などによるものです。

また、(3) その他では、令和6年度に実施したパソコン及びグループウェア更新に伴う元金償還開始によるパソコン等譲渡事業償還金の増などによるものです。

次に、4の扶助費について、対前年比2,001万7,000円、7.6%の増は、法改正に伴う児童手当の拡充によるものです。

次に、6の普通建設事業について、対前年比6,405万9,000円増の主な要因は、前年度のまちなかキッチンスタジオ外構工事が減額となった一方で、道営草地畜産基盤整備事業や改善センター外部改修工事、上札内交流館改修工事などの増によるものです。

次に、9の積立金について、対前年比1億4,926万2,000円、54.2%減の主な要因ですが、(3) その他特定目的基金で、ふるさと納税寄附金の減によるものです。

一般会計の歳出合計は、56億8,560万円、対前年比1億1,080万円、2%の増となっております。

次に、3ページから5ページは、補助金、交付金の一覧表を前年比較で記載をしております。

先ほど説明いたしました補助金等の明細も記載しております。

次に、6ページから8ページは、令和7年度の普通建設事業の一覧表となっており、右側に事業概要を記載しております。

9ページ、10ページにつきましては、普通建設事業の事業箇所を示した位置図を添付しております。

次に、11ページであります。こちらは各基金の6年度末基金残高及び7年度末現在高見込額となっております。

7年度末基金残高合計は、対前年比6億1,909万8,000円減の29億4,612万円の見込みとなっております。

次に、12ページから15ページは、村税の予算の明細書であります。

それぞれ参考にしていただきたいと思います。

次に、16ページから47ページまでは、新年度予算における一般会計の特に特徴的な事務事業説明書となっております。

最後の48ページから52ページは、冒頭にご説明いたしましたメインディッシュとなる事業一覧となっております。

これらのうち、特に詳細な説明が必要のあるものにつきましては、予算審議の際に、それぞれ、各担当課長等からご説明を申し上げます。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、国民健康保険特別会計につきまして、説明いたしますので、同じく黒ナンバー１８番、予算に関する資料５３ページ、会計予算の目的別比較表をお開き願います。

まず、ページ上段の歳入でございますが、１款国民健康保険税は、歳出側、国保事業納付金の支払い額から算定した結果、対前年比１４．７％、２，３７７万円余りの減額の１億３，８０６万３，０００円を計上しておりますが、前年度までは北海道から示された納付金を納めるために必要な保険税をベースに予算計上し、本村の税率等が確定した後に、当年度補正予算において修正をしておりましたが、令和７年度は、予算計上方法を見直し、令和６年度に改正いたしました現行税率において計算し予算計上をしておりますので、大幅な減額となっております。

なお、令和７年度につきましても、令和１２年度からの統一保険税率に近付けるため、保険税率の見直しを予定しておりますので、税率等が確定した後に、補正予算において修正することになります。

その下、２款道支出金は、歳出側、保険給付費と概ね同額交付される普通交付金並びに医療費の適正化対策など、保険者の努力支援などに対して補填される特別交付金の収入見込みにより、対前年比１１．４％、３，６７６万円余り増額の３億５，９２４万５，０００円を計上しております。

次に、４款繰入金は、歳出側、総務費による国保事業運営に係る事務費、国費税の軽減に対する公費負担分繰入額などを見込み、対前年比７９．４％、２，５７８万円余り増額の５，８２５万８，０００円を計上しております。

なお、先ほど説明いたしました国保税の予算計上方法見直しによる財源不足を補うため、国保基金を繰入れており、その増額が主な増額要因となっております。

続きまして、ページ中段以下の歳出に移りますが、１款総務費は、前年度より３２７万円増額の８９９万１，０００円を計上しておりますが、国のシステム標準化に伴う機器の更新により、システム移行負担金の増加が主な要因となっております。

その下、２款保険給付費は、医療給付費等の支出見込額として計上しておりますが、令和６年度における推移状況等を踏まえ、前年度より３，９６０万円増額の３億３，２３７万３，０００円としております。

３款国民健康保険事業費納付金は、北海道全体の医療費等の推計から、本村が支払うべき額を按分し、示された確定納付金となりますが、対前年比０．５％、９１万円余り減額の２億３８万２，０００円を計上しております。

次に、５款保険事業費は、対前年比２０．４％、３１８万円余り減額の１，２４０万１，０００円を計上しておりますが、前年度まで委託していましたが被保険者の医療費分析について、次年度は現行システムを活用し、直営により実施するため、委託料の減額が主な要因となります。

最後に、令和７年度国保会計予算の総額は、歳入、歳出とも、最下段記載による前年比７．５％、３，８９０万円増額の５億５，５７０万円としております。

なお、この予算案は、過日開催いたしました国民健康保険運営協議会に議案として提出し、承認を得ておりますことを申し添えいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計を説明いたしますので、同資料６１ページまでお進みください。

ページ上段、歳入でございますが、１款後期高齢者医療保険料は、広域連合において算出され提示を受けた額となりますが、対前年比４．２％、２４９万円余り増額の６，１２８

万2,000円を計上しております。

2款繰入金は、一般会計から事務費等繰入並びに保険基盤安定繰入などが主なものでございますが、対前年比1.0%、23万5,000円増額の2,314万5,000円を見込んでおります。

5款広域連合支出金36万7,000円は、本村が独自に実施する健康診査等受診率向上特別対策事業などに対して交付されるもので、令和6年度までは、事業確定により追加補正しておりましたが、次年度もこれまでと同様に、継続した事業を行うため、今年度から当初予算に計上するものでございます。

次に、ページ中段からの歳出でございますが、1款総務費は、対前年比3.9%、11万円余り増額の301万7,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された納付額となりますが、対前年比3.8%、298万円余り増額の8,117万3,000円を計上しております。

最後に、歳入、歳出予算の総額は、対前年比3.8%、310万円増額の8,480万円としております。

以上で令和7年度国保会計、後期会計予算に係る概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計につきまして、同じく黒ナンバー18番、予算に関する資料により、概要のみ説明させていただきます。

55ページをお開き願います。

予算総額は、歳入、歳出とも上下段に記載しておりますが、歳入側、1款介護保険料等の増額に伴い、前年度対比1.2%、440万円増額の3億7,140万円となっております。

まず、ページ上段の歳入ですが、1款介護保険料は、第1号被保険者を前年より10名ほど増の1,163人と、収納率99.7%を見込み、前年度よりも308万3,000円余り、3.8%増の8,418万5,000円を計上しております。

2款国庫支出金につきましては、歳出側、保険給付費並びに地域支援事業費の減額に伴い、107万4,000円ほどの収入減を見込んでおり、前年比1.3%減の8,392万1,000円を計上しております。

その下、3款道支出金は、国庫支出金と同理由による収入減を見込んでおり、道支出金が前年比0.2%減の5,418万5,000円、4款支払基金交付金は、地域支援事業費交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の上限額が変更になったことにより、前年比1.9%増の8,980万6,000円を見込んでおります。

その下、6款繰入金につきましては、当初の段階では、介護保険事業基金の繰入れを予定しない予算編成を組み、前年比1.4%増の5,926万円を計上しております。

なお、繰入金の内訳は、57ページ中段に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、55ページ下段の歳出に移りますが、1款総務費は、前年度よりも8万2,000円余り、1.2%減の681万1,000円を計上しております。

その下、2款保険給付費は、令和6年度における保険給付実績を踏まえ、前年比264万9,000円、0.8%減の3億1,553万7,000円を計上しております。

次に、4款地域支援事業費では、令和6年度における総合事業の通所型、訪問型のサービス利用の給付費及び介護予防事業費などの実績を踏まえ、105万3,000円、2.6%減の3,950万8,000円を計上しております。

次に、5款基金積立金につきましては、第9期介護保険事業計画の2年度となりますが、当初予算においては、歳入に余剰が生じることから、前年比818万4,000円増の898万5,000円を基金積立として計上しています。

なお、56ページから58ページの歳入、歳出内訳明細書並びに59ページの保険給付費の推移及び内訳につきましては、ご参照いただければと思います。

最後に、この令和7年度予算案は、2月27日開催の介護保険運営協議会において承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計について、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計について、説明いたします。

黒ナンバー16番、簡易水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

企業会計の予算編成につきましては、地方公営企業施行令第17条に掲げる事項について、施行規則第45条に定める様式により作成しております。

それでは、1ページ、第1条に総則、第2条では本年度の業務予定量を定めており、(1)から(3)まで、簡水及び営農用水別に予定件数及び水量を記載しております。

(4)では、7年度予定しております建設改良事業として、水道管更新工事の予算について記載しております。

次に、第3条では収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益1億5,868万4,000円は、簡水使用料及び営農用水使用料ほか、更別からの共同施設負担金によるものでございます。

次に、第2項営業外収益2,961万5,000円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入額と企業会計上の予算措置で、償却資産の取得に伴う国庫補助金など、減価償却の見合い分を毎年度収益化していく長期前受金戻入となります。

この長期前受金戻入については、現金を伴わない収益であります。

次に、収入の部では、第1項営業費用1億6,716万2,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、南札内浄水場及び中島浄水場の維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

なお、この減価償却費も現金を伴わない費用であります。

次に、2項営業外費用475万4,000円は、企業債一時借入金利息及び消費税などであります。

第3項は予備費100万円となります。

次に、第4条では資本的収入及び支出について定めており、水道事業を継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第4条の記載のとおり、収入から支出を差し引くと不足額が835万1,000円となりますが、当年度分損益勘定保留資金で補填することとしております。

この損益勘定保留資金とは、減価償却費など現金の支出に必要としない費用の計上により、保留された資金となります。

収入の部では、第1項企業債5,700万円は、建設改良に係る起債の借入で、第2項他会計負担金669万円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入額となります。

次に、支出の部では、第1項建設改良費5,885万4,000円は、第2条(4)に記載の主要な建設改良事業の工事請負額となっております。

第2項企業債償還金1,285万9,000円は、企業債の償還金となります。

第3項出資金32万8,000円は、十勝中部広域水道企業団への出資となります。

次に、2ページをお開きください。

第5条では起債の限度額を定め、第6条では単年度で一時借入できる限度額を2億円と定めるものとございます。

第7条では流用することができる場合を定め、第8条では流用できない費用として、給与費及び共済費を定めるものであります。

次に、3ページをお開きください。

本予算書の3ページから6ページに、第3条及び第4条の予算について計上しており、その詳細については、黒ナンバー19番、予算に関する資料に内訳を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書になります。

キャッシュフローでは、令和7年度の資金収支の状況を3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は、1業務活動、2投資活動、3財務活動としての計算となり、下から3番目の資金増加額または減少額となりますが、三角395万3,000円余りが各区部の差引となり、その下段の資金期首残高4億8,638万1,000円余りに加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから18ページでは、一般職及び会計年度任用職員に関する給与費を、一般会計職員と同様の基準で計上しております。

次に、19ページには簡易水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、20ページから23ページでは当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

24ページにつきましては、令和6年度の当初予定損益計算書となります。

お目通しをよろしくお願いいたします。

続きまして、公共下水道事業会計の概要について、説明をいたします。

黒ナンバー17番、公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条に総則、第2条では本年度業務の予定量を定めており、(1)から(3)までは、処理件数及び処理量を記載しております。

(4)では、7年度予定しております主な建設改良事業として、本村の下水道における事業計画変更委託業務のほか、2つの委託業務について記載しております。

次に、第3条では収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益6,625万9,000円は、主に下水道使用料によるものであります。

第2項営業外収益1億3,139万9,000円は、総務省の操出基準に基づく基準内繰入金、企業会計上の予算措置で、償却資産の取得等に伴う国庫補助金など、減価償却見合い分を毎年度収益化していく長期前受金戻入であります。

次に、支出の部では、第1項営業費用1億8,540万9,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、浄化センターの維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

第2項営業外費用577万6,000円は、企業債一時借入金の利息及び消費税などであります。

第3項は予備費100万円となります。

次に、第4条では資本金的収入及び支出について定めており、公共下水道事業を継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第4条に記載のとおり、

収入から支出を差し引くと不足が5,303万3,000円発生しますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

収入の部に移ります。

第1項企業債1,200万円は、建設改良費に係る起債の借入で、第2項国庫補助金4,580万円は、下水道における事業計画変更委託業務のほか、2つの委託業務に係る国庫補助金となります。

第3項出資金5,746万5,000円は、総務省の操出基準に基づかない基準外繰入金であります。

第4項他会計負担金212万3,000円は、総務省の操出基準に基づく基準内繰入金となります。

第5項負担金150万円は、下水道受益者負担金となります。

2ページをお開きください。

支出の部では、第1項建設改良費9,229万5,000円は、第2条(4)の記載の委託業務であります。

第2項企業債償還金7,962万6,000円は、起債の償還金となります。

第5条では起債の限度額を定め、第6条では単年度で一時借入できる限度額を2億円と定めるものであります。

第7条では流用することができる場合を定め、第8条では流用できない費用として、給与費及び共済費を定めるものであります。

次に、3ページから6ページに、第3条、第4条の予算について記載しており、その詳細につきましては、黒ナンバー20番、予算に関する資料に内訳書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

次、7ページをお開きください。

当年度予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和7年度の資金収支の状況を3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は、1業務活動、2投資活動、3財務活動としての計算となり、下から3番目の資金増加額または減少額となりますが、三角6,480万3,000円余りが、各区分の差引となり、その下段の資金期首残高9,854万7,000円余りを加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから14ページまでは、一般職に関する給与費を、一般会計職員と同様の基準で計上しております。

次に、15ページには債務負担行為に関する調書、16ページには公共下水道事業における地方債の現在高を記載するとともに、17ページから20ページには当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

21ページにつきましては、令和6年度の当初予定損益計算書となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

休憩をしたいと思います。

午前11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

お諮りします。

議案第 15 号から議案第 20 号に係る令和 7 年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算の 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号から議案第 20 号に係る令和 7 年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算の 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

お諮りします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般、債務負担行為、地方債を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めます。

一般会計の審査順序については、1 款、2 款をまとめて、次に、3 款、4 款、5 款をまとめて、次に、6 款、7 款、8 款をまとめて、その後、9 款、10 款はそれぞれに、11 款、12 款、13 款、14 款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。なお、質疑に当たっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1 回の質疑を 3 問程度とするようにご協力願います。

それでは、1 款議会費、2 款総務費の 43 ページから 76 ページとなります。

概略説明をお願いします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1 款議会費、2 款総務費の予算概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、予算書により特徴的な事業について、説明させていただき、次に、予算に関する資料に記載している事業について、後ほど説明をさせていただきます。

はじめに、黒ナンバー 15 番の予算書をご用意ください。

47 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄下段、総務一般経費、1 節報酬、会計年度任用職員報酬 733 万 9,000 円、前年比 235 万 5,000 円の増は、障がい者雇用枠として、新たに職員 1 名を任用するものです。

次に、48 ページをお開きください。

説明欄中段、8 節旅費、普通旅費 283 万 5,000 円、前年比 73 万 9,000 円の増

は、総務省へ派遣する職員1名に対する月額旅費として、月額7万5,000円を計上したことによる増となっております。

次に、51ページをお開きください。

説明欄上段、退職手当組合等経費、18節負担金補助及び交付金4,054万2,000円、前年比650万8,000円の増は、給与のベースアップ及び退職手当負担金の対象職員数の増によるものです。

次に、52ページをお開きください。

3目財産管理費、14節工事請負費、公共施設解体撤去等工事1,120万円は、大通北7丁目に所在する旧地域振興住宅中札内北、1棟2戸の解体工事費用を計上するものです。

次に、56ページをお開きください。

7目電子計算費、12節委託料、説明欄上段、総合行政システム改修144万9,000円は、償却資産に関する通知の電子化に伴う固定資産税システムの改修や、eLTAXを利用した軽自動車税の電子申告ができるよう、システムの改修を行うものです。

次に、その下段、人事給与システム改修委託305万8,000円は、子ども子育て支援金制度改正に伴い、システムの改修を行うものです。

次に、説明欄下段、標準化システム移行委託1億184万8,000円は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国が定めたガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行するため、文字の標準化やデータ移行費等を計上するものです。

なお、本経費につきましては、特定財源として、国のデジタル基盤改革支援補助金が10分の10交付される予定となっております。

次に、その下段、標準化関連システム改修委託541万9,000円は、システム標準化に伴い必須となる基幹系20業務に該当しない給食費、土地台帳システム、水道料金システムなど関連するシステムのバージョンアップが必要となるため、予算を計上するものです。

次に、その下段、ネットワーク運用管理補助委託108万9,000円は、役場庁舎と政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドとをつなぐ回線の管理及び保守を行うための費用を計上するものです。

次に、57ページをご覧ください。

説明欄中下段、ガバメントクラウド接続回線使用料114万4,000円は、役場庁舎とガバメントクラウド間をつなぐネットワーク費用で、初期設定費用や回線使用料を計上するものです。

次に、その下段、ガバメントクラウド利用料4,686万円は、ガバメントクラウドの利用に応じて自治体が負担する運用経費を計上するものです。

次に、その下段、ガバメントクラウドミドルウェアライセンス料1,523万2,000円は、ガバメントクラウド内OSとアプリケーションをつなぐ動作に必要なミドルウェアのライセンス料を計上するものです。

次に、59ページをお開きください。

2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、地方バス路線維持対策補助金1,080万2,000円、前年比208万3,000円の増は、人件費等の経常費用増加に伴い、経常損失の増を見込み、計上をするものです。

次に、その下段、企業立地促進補助金163万円は、創業開始後新たな固定資産税が課されてから5年間、固定資産税相当額を助成するもので、3社分を予算計上しております。

次に、60ページをお開きください。

説明欄中段、コミュニティバス運行管理委託1,284万8,000円、前年比33万円の増は、運転手確保のための人件費の増及びタイヤ代の値上げ等を見込み、計上するものです。

今年度の運行関係ですが、エアポートスパ線でスパの利用や買い物における滞在時間を延長するとともに、上札内地区からも利用が可能となるダイヤの改正を予定しております。

また、市街地線では、運行の効率化を図るため、路線経路の一部見直しを予定しております。

次に、61ページをお開きください。

2項企画費、2目広報広聴費、防災無線管理費、説明欄下段、防災無線操作卓更新工事6,829万1,000円は、平成23年度に更新した防災無線操作卓を、緊急防災・減災事業債を活用して機器の更新をするものです。

次に、63ページをお開きください。

説明欄最上段、空き家等対策協議会報酬3万3,000円は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、協議会を設置するもので、空き家等対策計画の作成や、空き家の発生予防や適切管理、利活用の促進、特定空き家対策を協議するため、設置をするものです。

次に、中上段、NFT購入者報償3万円は、日本で最も美しい村連合に興味関心のある方に、美しい村DAOの際サイトでNFT、いわゆるデジタル資産非代替性トークンを購入してもらうことで、デジタル村民となり、DAOの運営について意見や投票ができるほか、連合加盟町村の用意するサービスや商品など、付加価値である特典を利用できるようになるもので、中札内村からの特典として、フェーリエンドルフコテージ宿泊者に対し、商品券5,000円分の特典を付与するため、計上をするものです。

次に、説明欄下段、手数料40万円は、景観アドバイザー講師謝礼のほか、今年度実施予定の景観条例及び景観計画素案についての住民説明会を開催する際の人材派遣料、美しい村DAOに支払いNFT発行手数料を計上するものです。

次に、黒ナンバー18番、各会計予算に関する資料の事務事業説明書をご用意いただき、17ページをお開きください。

下段、ビューティフルデー14万1,000円は、例年、日本で最も美しい村連合加盟町村が連携し実施しているビューティフルデーについて、イベント参加者の増加や連合加盟の認知度向上のため、本年度は10月に開催される道の駅フェアに実施日を合わせ、美化活動へ参加した方へのクーポン券配布や特産品の抽選プレゼントなどを行い、参加促進を図ってまいります。

次に、18ページをご覧ください。

上段、まちづくり計画後期計画策定業務委託269万5,000円は、令和6年度からの継続事業で、今年度は、令和8年度から始まる第7期まちづくり計画後期基本計画の策定や計画概要版の策定を委託するものです。

次に、その下段、ふるさと納税の推進1億8,115万2,000円は、当初予算段階では、令和6年度の寄附見込額を参考に3億円の寄附金を見込み、それらに関連する事務報酬、返礼品に係る報償費、手数料、委託料などの予算として計上をしております。

また、必要経費を除きました寄附額を、最下段の事業内容欄に記載のとおり、各基金へ積み立てを行うものであります。

令和7年度においても、さらに国に経費率の厳格化が想定されており、その状況を注視

しながら、中間事業者と連携した事務の効率化と負担軽減を図り、返礼品の新規開発や経費率の抑制を図り、寄附額増額に向けて、地場製品の消費拡大と村の魅力発信、特産品のPRを行ってまいります。

次に、19ページをお開きください。

上段、法改正に伴う振り仮名通知書作成委託245万3,000円は、令和7年5月26日に施行される改正戸籍法の施行に対応するため、全本籍人に振り仮名を通知するための業務を委託するものです。

次に、20ページをご覧ください。

上段、戸籍情報システム標準化・共通化改修委託449万9,000円、また、その下段、戸籍附票事務システム標準化・共通化改修委託449万9,000円は、先ほど電子計算費管理費の中でもご説明いたしました国が示す標準準拠システムへの移行、改修を行うため、戸籍情報システム、戸籍附票システム分についても、それぞれ予算を計上するものです。

以上で1款、2款の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、1款議会費、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それでは質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ページナンバー52ページ、上段の職員研修講師派遣料50万円ということで計上をされておりますが、先ほど課長の方からも説明ありましたが、会計予算に係る資料の16ページの情報共有強化ということで25万円の研修費が挙げられております。

これについてなのですけれども、事業の目的として、ショート動画等の情報発信を行うためということで載っておりますが、この概要が固まっているということで考えていいのか。

どのような研修をする予定でいるのかということをお伺いしたいと思います。

この研修を行う場合に、その対象となる職員が何名ぐらいになるのか。

あるいは、職員だけの研修なのか。

また、この研修を受けた後、どのような運用を考えているのかということですね。

いわゆる広報活動を強化するために、新たに人材を配置して、例えば、広報ですとかSNS等の発信を専属的に行っていくような部署を設けるというような考え方なのか。

その辺をちょっと、もう少し詳しく、この事業についての中身を説明していただきたいというふうに思います。

それが1点ですね。

続きまして、63ページになりましょうか、ビューティフルデー参加者報償ということで11万5,000円計上されておまして、予算に関する資料に関しては17ページの下段ということになるかと思いますが、ビューティフルデーの参加ということで、これに対して報償費を払うと。

道の駅フェアのクーポン券を配布するということでの説明だったかと思いますが、これが協働のまちづくりということで挙げられて、美しい村連合への認知を高めていくという目的はわかるのですが、はたしてこういった、言ってみればボランティア活動に近いかと思いますが、そういったものに対してクーポン券を配布するという行為が、はたして妥当なのかどうか。

その辺のちょっと考え方について、説明をいただきたいと思います。

いっぱいあるので、とりあえずこの2点について、よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） まず、ショート動画の研修の関係でございますけれども、今考えている研修の内容ですが、動画の作成と、それをSNS等で公開する形を取ろうと、今考えていますので、その危険性、出しているものか悪いものかという判断するところの危険性が必ず付いて回りますので、そういった部分併せた研修、動画の作り方とそれを公表するにあたっての注意事項含めた研修を考えています。

この後、講師が決まり次第、その内容を詳しく詰めていくというような形となろうかと思っておりますけれども、うちからお願いするのはその内容を考えています。

また、対象ですけれども、全職員を対象とする。職員研修という形での実施を考えています。

そういう情報発信、いろいろな課、すべての課において恐らくやらないといけないという、事業はそれぞれ、その課で実施しますので、職員すべてがそういったことをできるようにするというような形で、専属部署等々ではなく全職員に対してそういう情報発信のスキルを身に付けてもらうというような意図で実施しようと考えております。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、ビューティフルデーにクーポン券を使う意義というか、そういった面でのご質問だったかと思っております。

現在、ビューティフルデーの現状の課題といたしまして、職員や関係事業者の参加がほとんどという状況になっておりまして、近年、一般参加者が減少している状況にございます。

今回、新たな取組みとしてやろうとしたプロセスというか意義ですね、今回は少しでも外出の動機付けをしていこうという点が1点で、そういった面で、来やすい道の駅フェアの前段でイベントを実施しては良いかというのが1点ございます。

また、これもちょっと動機付けを関連しますけれども、参加したくなるような特典をちょっと設けて、行ってみようかなという気持ちで、それとあと、連合の加盟町村の認知度も高めるという意味もありますので、連合加盟町村の特産品なんかもプレゼントして認知度向上を図りたいというものでございます。

今回については、やっぱりコンセプトは、ちょっと出かけてみようかなとかいう仕掛けをつくることと、美しい村連合でこんなことをやっているのだというのを皆さんに知っていただく機会として、今回、報償の予算を計上させていただきまして、取組みを進めようとしているものでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

1点目の情報共有強化ということでのショート動画作成等に関わる研修ということでございますけれども、ちょっとなかなか各課でこういったショート動画によって村民に対する啓発活動だとかという、ちょっとイメージがわからないのですね。

ユーチューブのチャンネルなどを行政が持っているというケースはあるかと思うのですが、ユーチューブのショート動画でこういったものが自然と流れてくるというのはほとんど見たことがありませんし、ユーチューブだけではなく、例えばインスタとかですと、一般的にはリールと言われるような動画等々がありますけれども、こういったものも一般企業でのこういったことをやっていますよという紹介ということはあるかと思っておりますけれども

も、それをはたして、村という公共機関で、全職員がそれぞれにいろんなショート動画を出すというのは、それこそ大変危険な行為なのではないかなというふうに思うのです。

発信する場所が管理されていないところで、個々がそれぞれの判断の中で動画を上げていくというのは、非常に難しいというのか、大変危険な行為ではないかなというふうに考えますので、その辺のちょっと整理ですね。

例えば、動画を発信する前に、一度どこかで検証してから出すような仕組みであるとか、そういったことを考えていかないとならないのではないかなというふうに思います。

また、全職員に向けてこういった作成に関わるスキルアップを図るということは、どうでしょうか、ちょっとピンと来ないというのが現実で、いわゆるこういった動画を見ますと、ほとんどは非常に若い方であれば、こんなもの研修など受けなくても普通にプライベートの時間で簡単に動画を上げているというような状況があるかと思います。

そういったところに、はたしてこの公金の25万円を使って、講師を呼んで、そういったスキルを全職員に身に付けてもらおうというのが、どうしても納得できないというのか、そういったところでございますので、今一度、この事業の目的ですね。

具体的にどういう形で発信をしていくことを想定しているのかということを考え直していただきたいというところでございますので、今一度、担当課についても考えていただきたいなというところでの質問でございます。

ちょっと具体的にこの後、何か今回出ている予算に関して、この現状で進んでいくのかどうか。

もう少し考える余地があるのかどうか。

その辺について伺いたいと思います。

それから、ビューティフルデーへの参加の報償金ということでの話でございますけれども、職員あるいは関連企業に関しての参加者がほとんどで、一般参加者の数は減少しているというような説明がございました。

この美しい村連合に関する認知といいましょうか、そういったものに関しては、一貫して徐々に村民には広がりつつあるのだという説明を我々は受けてきたわけなのですが、そういったものが実はそうではなかったのかという印象を持ちました。

また、職員については、このビューティフルデー等々に関して参加する際には、例えば、休日手当だとか、そういったものも発生するのかなというふうにも思いますけれども、一般参加者には500円ということになっていただきましょうというのは、いささか不公平と言ったらあれですね、何か金で釣るような行為に感じなくはないということでございます。

また、実施には休日に行われますので、一般参加者としても、参加したくても行けない方も実際にはいらっしゃるというような状況もあるかと思いますので、こういったものはどうか止めていただきたいというふうに私は思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） まず、ショート動画をどのような形で利用して周知していくかということなのではございますけれども、これは、例えばですけども、手続きの手順だつたりを概ね30秒以内でまとめたものを配信していくと。

要はインスタグラムの先ほどおっしゃられたリールを用いた発信になろうかなと。

あれは大体30秒以内というのが大体決まっていますので、そういった部分でやっていくと。

この間ありましたけれども、例えばですけども、クラウドファンディングで実施されている事業の、その実施された後の状況などを動画を用いた周知を行うということ考

えています。

これは、あと危険性の部分なのですから、やはりそこはおっしゃるとおりだと思います。

今もSNS、X、インスタ、フェイスブックで常時、一般インターネット世界に情報公開していますけれども、それはすべて各課で一度決裁を得てから発信するというような流れを取っています。

イベントあった時は事前にこういう内容で出すというふうな形も、事前に各課長決裁を取って配信するというチェック機能を働かせてやっているというところもあります。

やはり危険性は必ずありますので、そこはやっぱり研修の中でもやはり入れないといけない部分であろうかと思います。

この後の検討の余地なのですから、この研修自体、内容を細かく詰めていくのは、講師を決める段階でありますので、何かいろいろな、こういった情報を発信するのが効果的なのかということも含めた、場面を含めた部分で、講師の方にいろいろ教えていただきたいというふうには考えております。

情報発信については以上です。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） ビューティフルデーにつきましても、確かに議員おっしゃるようにお金で釣るみたいなイメージも取られるかもしれませんが、まずはちょっときっかけづくりとしてクーポンを使うということで、ずっとこのクーポンで活動に出てもらうという趣旨のものではございませんので、まずは中札内村でこんな清掃活動やっているのだよというのを住民の皆さんにもわかってもらうのもありますし、対外的にも、道の駅にお客さん来た方が、中札内村って美しい村、本当に名実ともにということで、こうやってやっているのだなというのを見ていただくという、そういった機会でもありますので、今回、かなり試験的な面もございますけども、そういうきっかけを一つとして、少しでも美しい村連合に加盟していることを見える化する意味でも、この事業に着手したいというふうに考えております。

また、昨年の中学生の模擬議会の方でも、そういった、広く村民と一緒に取組むような機会があつてはいいのではないかという、そういったご提案もありましたので、そういった意味合いも含めまして、今回、新たな取組みとして、このような事業について企画をさせていただいたところです。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 答弁いただきました。

職員の研修、講師等々については了解をいたしました。

こういった適正な講師がいらっしゃるのかというのはなかなか難しいところもあるのかなというふうには思いますけれども、最後に1点だけ、この講師派遣について、これがはたして、今予算に上げなければならない予算なのかというところでお伺いしたいと思います。

先ほど言いましたように、いろいろ課題もあるし難しいところもある。

まだまだ話を詰めなければならないのではないかなというところで、はたして予算方針等々にありましたけれども、村政の停滞なくということに、これがはたして合致する予算なのかと。

急いでこの当初予算に盛り込まなければならない予算なのかというところで、質問をさせていただきますと思います。

また、ビューティフルデーに関しても同じですね。

ビューティフルデーに関しても10月の開催だということで、このクーポンを配ることについても賛否両論あるのでないかなと私は思いますので、もう少しこの内容等々を詰める必要があるのではないかとと思うところです。

そういったところで、同じように、この当初予算に組み込んできたという理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の答弁がちょっと合っているかどうかはわかりませんが、的を得ているかどうかはわかりませんが、予算編成をするということは1年間にかかる費用をそこで見込むという考え方です。

恐らく、福原議員が言われているのは、政策的な部分あるのだったら、その分は除くべきではないかという視点で、もしかしたらおっしゃられているのかもしれない。

ただ、1年間の予算を立てるとというのがこの当初予算です。

それが政策的なものかどうかは別として、暫定予算でない限りは、1年間の計画に基づいた予算を提案するというのは、別に筋は通っていないというふうには理解していないです。

当然、当初見込んでいなかったものについて補正予算で提案するというのは当然これはあると思いますが、当初から年度内の計画でやろうと思ったことを、当初の段階で予算計上するというのは間違っているものではないというふうに理解しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 間違っているというふうに言っているわけではなくて、喫緊の課題等に対して、村政に停滞なくという観点から予算が組まれたものだというふうに、私は理解をしておりました。

これは村長の方針説明等々を聞いたところですね。

そういった中で、言ってみれば、これ当初の予算に載っていないなくても、村政に関わる停滞を招くとは思えない予算だというふうに私は思います。

そういった意味での質問でございますので、間違っているよということではないということで、今一度質問とさせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 間違っているかどうかというのはもしかしたら語弊があったのかもしれないです。

そういう意味合いではなくて、先ほどご説明したとおり、1年間の予算を提案するというのが予算の本旨ですので、それは1年間分の見積もったものを、やろうと思ったことを、そこで予算計上しているだけです。

もしそのことがおかしいということであれば、変な話、予算の修正ということにもなるのかわかりませんが、こちらとしては提案をして、しっかり事業を進めたいという思いで予算計上したのみでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 3点ほどお聞きしたいのですが、59ページの企業立地促進補助金163万円、今年度においては、新年度においては、どのような企業立地に対する補助

助成ということでありますから、どのようなものを想定しているのか。

その辺についてお伺いしたい。

それから、62ページの地方で働き隊員報酬16万9千200円ありますけれども、具体的にどういうことなのか。そしてどのような成果を期待しているのか。

その辺についてお尋ねをしたい。

もう1点は、63ページ、空家対策協議会の報酬3万3,000円とありますけれども、これについて、まちづくりの推進委員会の中でも網羅できるのではないのか。

つまり、この空き家対策については、基本的には各行政区それぞれそういう中でも話ができることでもあるのではないかと。

あえて委員を、協議会を設けて3万3,000円の報酬を払うと。

細かいことですが、これについてはどういう効果を求めておられるのか。

その辺、それぞれこの3点について、具体的にお話をお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、59ページにあります企業立地促進補助金の関連です。

こちらにつきましては、先ほど説明にもございましたとおり、村内に立地した企業に対する固定資産に関する奨励金になります。

こちらにつきましては、3社4件の奨励金を交付する予定になっておりますので、もうすでに村内に創設されている建物に対する固定資産税の補助、3社4件分が163万円というふうになっております。

昨年度なかったものが1件増えておりますので、その分が昨年よりは増えている。

令和6年度から補助が開始された建物がございまして、それは6年度の補正予算の方で上げさせていただいたものなのですけれども、昨年度当初にはなかったというところで、それが増えているという要因でございまして、3社4件分を見ております。

続きまして、62ページにございます地方で働き隊員報酬の関係です。

こちらにつきましては、いわゆる地域おこし協力隊インターン制度に基づく地域おこし協力隊になります。

こちらについては、三大都市圏ですとか、政令指定都市に住んでいる主に若い世代の方が、村に来ていただいて、2週間から3ヶ月ということで国の制度がございまして、インターン制度のような形で短期間、主に学生さんですとか、そういった方々が来ていただいて村で働いていただいている制度で、令和4年度から創設、村では始めております。

国は3ヶ月までということなのですが、村は特例で6ヶ月までは許可をしております。

村出身者もそこには対象にするようにしております。

特別交付税の対象は、国の制度に基づくものなのですが、村出身者ですとか、6ヶ月までとなると一般財源での対応ということになります。

期待している効果としましては、令和6年度、すでに11人の申し込みが来まして、今年度ですね。

9人採用しております。村内の、村役場もそうですけれども、村内の事業所、社会福祉協議会、いろんなところで、観光協会含めていろんなところで、短期間村に滞在、実際に住んでもらって、村での生活を体験しながら、村での仕事をしてもらっているということです。

実際に、この来ていただいた学生さんが、一旦任務が終わった後、また村に遊びに来て

いただいたりですとか、その関係性というのですか、関係人口の部分では、特にこういった制度がなければ、村とつながり得なかった若い世代が村に来て働いて、実際に住んでということで村を味わってもらっているというところでございます。

続いて、63ページの空き家対策協議会報酬3万3,000円、新規で計上しておりますけれども、こちらにつきましては、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づく、法に基づく空き家対策協議会というところで、既存の委員でも賄えるのではないかというご意見もございましたけれども、こちらについては、近年問題になっている空き家問題、空き家がそのまま放置されて、そこが環境ですとか、景観の支障になっていたりですとか、そういったことも今後発生してきますので、法に基づく協議会を設置しまして、空き家等対策計画を策定しまして、今後、特定空き家になるような、空き家が出てきた場合に備えて、そういった除却に向けた協議ができるように、法に基づく協議会を来年度設置して、計画を策定したいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） それぞれ具体的に説明いただきましたので、ある程度理解はしたと思っていますけれども、ただ、空き家対策については、やっぱり私たちもそうでありまして、役場職員さんも数少ない人口の中で、このまちの中で、いろんな情報を収集されていると思います。

そういった中で、空き家対策については、やはり根本的に役場の中で情報共有して検討していけるような形、一番望ましいのではないかなと思うのですね。

そういうことについてまで、金額は3万3,000円と少ないのですが、ご協力いただいている方々に対して、ちょっと期待するものが大きくなっては困るかなというような思いはいたします。

根本的にやっぱりいじらないで、検討を加えられることはいじらないでやっていただきたいと。

それが私の考え方です、申し訳ないです。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 空き家については、村で今すぐに着手しなければいけない空き家があるというわけではないのですけれども、実際、昨年度、村の方でも、庁内の役場内で会議をしまして、この空き家対策の推進に関する法律に基づく協議会を設けた場合、将来、もし空き家を取り壊すような費用が発生する場合に、村で費用が発生する場合に、補助金等も、そういった協議会を設けていることで計画を立てることによって、国の補助もあるということもございますので、そういった形で、将来に備えるような形で準備をしているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 僕の質問の仕方がちょっとまずかったと思います。

いろいろと今後に向けて、村づくりのために、検討会の材料を、そして様々な補助制度も関連することですから、これからも続けていていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 先ほどの福原議員のビューティフルデーのことについて、私も少しお聞きしたいのですが、ビューティフルデーですね、先ほどの総務課の答弁によりますと、道の駅をきれいに見せるために、なおさら道の駅フェアのクーポンも付いてという、何かそういう答弁があったので、ちょっとビューティフルデーの趣旨が変わって

きているのではないかなって思いました。

そういう美化活動というのは、本当は自分たちの住むまちを自分たちの手できれいにするという、そこが原点です。

それに対して、この最後に出ていましたメインディッシュですか、商工会や学校、それから団体への周知とか協力を依頼していくのでしたら、本当に大事なことかなって思っていますけども、こういった商品券で出すというの、動機付けとしてはよろしいですけど、今後、来年度になったら、何ももらえないのなら参加しないかなっていうふうにもなりかねないではないかと。

目的は500円もらうためにやるわけではないので、本当に子どもたちが、そこは地域おこし協力隊でちょっと私もアイデアいただいたのですが、そういうこれからの美化活動というのは、子どもが即戦力、子どもプラス孫、PTAの方々も。

そこから村って広がっていくのではないだろうかという。

地域おこしの方、良いこと言ってくれたなど、プリント見たのですが、

そんなふうにして、商品券とかそういうものではなく、福原議員ではないですけど、私も同じ意見として。

何もないなら参加しないという。

家で言えば、お小遣いくれるから家事の手伝いしますよって。

お小遣いくれないならしないよって、そんなふうになるかな。

目的が変わっていくのではないかという恐ろしさがありますので。

今年はそういった予算付いてしまったので、もういいなと思いますけど。

そしてやっぱり住民の声ってすごく私入ってくるのですよね。

去年、温暖化のせいか、雑草が本当にすごくて、これ、どうしたらいいのだろうって。

自分は身近な家の周りやっているけれど、ほかのところもやりたいけど、ほかの隣の人は出てこないから、隣の家までやるのは迷惑というか、嫌がらせみたいになってしまうということでできないけれど、これは村が何とかしなければいけないよねっていう話が、口々に言っていましたので、このビューティフルデーは、年に1回ではなくて、もっと数回行うというか、そうやって、美しい村というばかりにこだわらなくても、美化活動をみんなですていくというふうに、考え方を代えて、子どもを巻き込んでやるというのが大事なことです。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今、大和田議員おっしゃったように、子どもさんとかを巻き込んだ形での事業展開というのが最も望ましいかなというふうには、その部分は同感いたします。

ビューティフルデーは1日だけということでお話だったのですが、ビューティフルデーは1日ですけども、各行政区でも、自分の自宅の周りだとか公園だとか、そういった面でもやって、ゴミ拾いもやっていただいていますし、中島地区も行政区またがって美化活動もやっていただいています。

全体でやるのが1回なのかもしれませんが、基本的には各行政区、毎月、例えば、清掃活動を月の頭にやっているとか、明渠の端の草刈りをしているとか、そういったことで、各行政区の皆さんも、いろんな多面的の方でもやっていただいている部分もありますし、行政区の特別活動として日ごろからやっていただいていますので、基本的には、ビューティフルデー1回やれば良いというふうには思っていないので、そういった美化活動の輪を村民全体に広げていくということの方が大事だなという点は、多分大和

田議員と視点は、その部分は同じだと思いますので、そのように考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、ビューティフルデーの関係でのご質問だったのですが、セットでというわけではないですけど、連休明けには必ず環境美化活動クリーンデー、これは住民課が所管になっていますけれど、そういった時にも中学校や小学校の方にお声掛けをしたりだとか、障がい者の施設さんで取組む時には、その最終的な回収は村の方で行ったりだとか、行政区さんの清掃、草刈り活動も同様と。

そういう広がりには基本的にはあるかなというふうに思っています。

当然、大和田議員がおっしゃられますとおり、各地域でそういったものに取り組んでいくことで、必然と全村的にきれいな村づくりができるというのは当たり前だというふうに思っていますので、そういった啓蒙活動も当然併せてやっていくべきかなというふうには思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） それでは休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時58分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

それでは、議会費、総務費の質疑を続けて受けます。

質疑はございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

予算書の、まず52ページ、研修費、先ほど福原議員の方からも何点かご質問がありまして、情報共有強化ということで、予算に関する資料だと16ページになりますけれども、まずそちらで何点かお聞きをしたいと思います。

職員全体のスキルアップを図るということで、SNSの使用に関しての研修を強化することだったと思いますけれども、先ほど福原議員もおっしゃっていたみたいに、ショート動画というふうに書いているので、ショート動画をわざわざつくりために研修するのかっていう形にちょっと捉えられがちなのだと思いますけれども、私もそれだけだったら25万円出すのはいらないかなって個人的には思います。

ただ、その中にいろんな要素があるかと思うので、その内容については、これから講師も含めて内容を精査するということでしたので、それに関しては理解はするのですが、私が最近気になっているのは、SNSを使ったなりすましとかアカウントの乗っ取りの被害が、今かなり増えておりまして、村民の方からも実際何人か相談を受けました。

結局、私たち個人でできることは何もなく、警察に行っても警察も何もできない。

システムの専門業者に聞いても何もできないということで、アカウントをもう閉めてしまっただけのアカウントを取るのが一番早いという形になって、一番早い簡単な方法がですね。

結構困っているという話を聞いております。

自治体の公式アカウントとか、職員の個人アカウントが乗っ取られる事例というのも実

際発生はしておるようですので、SNSの発信の強化をするのは良いことなのですけれども、その辺りの対策に関しては、研修でもされるのかもしれないのですけれども、現時点でどのような対応をされているのかということについて確認をしたいと思います。

続きまして、61ページの広報作成費の中で、去年も私こちら質問させていただいたのですけれども、LINEシステムの使用料145万2,000円の部分ですけれども、目標としては18歳以上の7割に当たる2,300人を登録していただくのが目標だということでしたけれども、そちらの方の今の達成率といいますか、わかっている数字があればお聞きしたいのと、あと、LINEの活用については、ごみの分別であったり診療所の予約などについて、今後このシステムが利用できないかということについて検証していきたいというご答弁内容だったかと思いますので、そのあたりの進捗状況がどうなっているかということについてお聞きをいたします。

あと、63ページのビューティフルデー、先ほどからちょっと話題に上がっておりまして、私の方でも何点か確認をしたいと思いますので。

まず、ビューティフルデー、中道課長のご説明だと、道の駅フェアに日程を合わせた形で実施を考えているということだったのですけれども、実際、新年度、令和7年でやるのは日程をいつに設定する予定なのかということを知りたいのと、道の駅フェアだとすごい人数だと思うのですね。

去年の入込みの人数聞きましたら5,000人程度来ていらしかったということなので、その中で清掃活動やっているのを見ていただくというのはちょっと現実的ではないのかなという形を考えたので。

事前にやって、道の駅フェアのクーポン貰った人が、村民の人が次の日の道の駅フェアに参加して、そのクーポンを使うとかというのだったらわかるのですが、当日そこで参加するのではないよなと思って、その確認をちょっとしたかったのと、あと、現在でも今ビューティフルデーで、参加者の方には飲み物配ったり、何かしら参加していただいた時にお渡ししているものがあると思うのですけれども、その内容ですね、例えば、前は手ぬぐいとか飲み物とかいただいていたと思うのですけれど、あと、環境美化に関するごみ袋ですか。

こちらの方で捨てるごみ袋なんかもお渡ししていて、それ以外に何かインセンティブとして付けなければ本当にいけないのかなってというのが、ちょっと私も疑問に感じました。

環境美化活動していただく、先ほど大和田議員も福原議員も、こういうボランティア活動なのだからわざわざそういうものを使ってやらなくてもいいのではないかという考え、私も賛同する部分がありまして、美しい村にするために環境美化活動しているのは、5月にクリーンなかさつない、先ほど話題に出しましたが、やっています。

学校とか団体との連携を強めて、参加者を広げるためにという、執行方針の中にもありましたけれども、クリーンなかさつないの方では、特に何もお渡しする予定も、多分予算としてはないと思うのですよね。

わざわざ差をつける理由は何なのかなと思いました。

環境美化活動って住民の人が一緒にやっていて、年2回ぐらいみんなで村の活動、きれいにしようって全体でやっているのも、わざわざビューティフルデーとクリーンなかさつないで、何か差をつける理由ですね。

それって整合性が取れているのかなってというのが感じたところですので、そのあたりについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 私の方からは、研修費とLINEの関係でお答えさせてもらおうかなと思っています。

SNSの乗っ取りの関係でいけば、今、うちでやるのは基本的には村のパソコンを使ってあげてもらうというような形を取っていますので、村のセキュリティ、かなり強いので、なかなか乗っ取りは難しいのかなと思うところと、あれはユーザーIDとパスワードが別のサイトに誘導されて盗まれるというパターン。

その後に、実際に乗っ取るにはメールで、うちはちょっとどこのメールにしているか、ここでは言いませんけれども、そのメールで認証をかけないといけないという2段階なので、なかなかそこを突破するのは、村のパソコンを使っている限りは難しいかなと思いますけれども、個人の携帯でやっぱりやってしまうと、そのあたりのリスクというのはものすごく高くなる。

特にユーザーIDとパスワードが盗まれるというケースはちょっと高いので、やはりそのあたりは、今は遠慮いただいているというか、やっていないというふうな形でお願いしているところです。

管内でも何件かやはり乗っ取り被害遭っている公共機関ありますので、そのあたりはもう少し職員に対する周知はしていきたいと思います。

続いてLINEですけども、2,300人を目標としておりまして、現時点で2,214名の登録となっております。

いろいろな集まり等に出向いてLINEの登録をお願いしていますけれども、今あと少しというところで、ぜひ登録の呼びかけ等ご協力いただければ幸いです。

LINEの活用方法なのですが、今やっている道路の補修が必要な部分の報告というのに加えて、街路灯が切れているといったところの報告もそれのできるようにするというふうな流れを考えております。

ごみのパンフレットも検討させてもらったのですが、やはり紙媒体、もしくはホームページでパンフレットをPDFで見た方が使い勝手が良いという結論に至りまして、その部分は見送ってございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、ビューティフルデーの日程につきましては、木村議員おっしゃったとおり、道の駅フェアが10月第1日曜日に固定で開催されますので、その前段で開催しまして、その参加した方がそのクーポン貰って、道の駅フェアにも参加していただければなというところで、そういったイベント感覚といいますか、当日、村で大きなイベントありますので、事前に開催して貰って、そのまま流れていただければ良いなという考えを持っております。

なので、併せて、道の駅フェアと合体でやるというような印象ではなくて、同じ日の先に、午前中に開催してしまうという。

その日の午前中の早い時間で開催して、10時から道の駅フェアが開催されますので、10時には間に合わないかもしれませんが、2時までイベントやっていますので、そのまま流れていただく。

もしそこで使えなければ、後日使えるような形も何か工夫したいなというふうに思っております。

それから、参加者にこれまで配布しているものとしましては、紙パックのお茶を参加賞という形で、今までは配布しておりました。

また、ボランティアごみ袋と言いまして、そういったものも、今、ボランティア専用ごみ

袋というのもありますので、こういうのもありますよという紹介も兼ねて、全員にではないですけども、希望された方には渡したこともございます。

また、美しい村連合のタオルというか、そういったものも過去には渡したこともございますけれども、今現在は渡しておりません。

それから、クリーンなかさつないとの差を付ける理由といたしますか、ですけども、ビューティフルデーというのが10月の4日、連合の設立記念日であります10月4日の前後に、連合加盟村一斉に環境美化活動を行いましょうという取組みですので、そこでビューティフルデーという名を冠してやっておりますので、まずはそこのごみ拾いに参加していただいて、まず美しい村連合に中札内村が加入しているのだということを改めて村民の方々に知っていただいて、一緒に取組むというその動機付けといたしますか、きっかけづくりということで、まずはこのビューティフルデーからこういった、少しインセンティブのようなものを付けさせていただけないかということで、予算を提案しております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） まず研修費の部分、乗っ取りなんかの対策に関して、村のパソコンを使っていたら大丈夫だということですので、本当にそのあたりは徹底していただかなければいけないかなということと、職員の方にも周知を徹底することだったのですけれども、大体私も同じように、これきっと乗っ取りだなと思うようなメッセージが何件か来ていまして、それに答えてメールを送ってしまうと、自分のアカウントがそれで侵食されているような状況になるので、村の、受け取る側の村民の方にも、こういうことで乗っ取られる可能性がありますよというような周知といたしますか、警告といたしますか、こういうことに注意しましょうねというのは、やっぱり、実際村のSNSとは関係なく、こういう被害増えているのでお願いしますという、気をつけましょうというのも併せて何か周知した方がいいかなというふうに思っています。

結局、村からのメールとか情報ってかなり入ってくるので、LINEだったり、SNSだったり、フェイスブックだったり、Xもそうですね。

ちょっとまだLINEでは見たことないですけど、Xもインスタもフェイスブックも、全部そういう被害あるので、その部分をやっぱり、村民の皆さまにも知っていただくのも大事ですし、村の方で徹底していただくのも大事なかなというふうに感じております。

あと、LINEの登録に関しては、96%ということですので、そのまま周知していただければと思うのですけれども、活用状況についてはわかりました。

ただ、診療所の予約なんかはまだ検討していないということなのかなというのと、あと、今回、広報広聴の方で今聞いているので併せて聞きたいのですけれども、広報モニター制度というのを今やっていなくて、去年1年間をかけてどういうふうに村の方の意見を聞いていくか。

広報誌に限らず広い視点で考えて、意見を聞いていくというようなお話をされていたので、例えば、そのLINEを使ってなのか、QRコードでそこにアンケートを書いてもらうかとかという、そういうやり方なんかはご検討されたのかどうかについてお伺いをします。

あと、ビューティフルデーに関しては、何か当日やるというのは、本当に何かちょっと現実味がないなっていうのをちょっと思っていて、朝の時間帯、10時までに基本終わってないと、超えてもと言っていましたけど、5,000人いらっちゃって、清掃する場所にもよるかもしれませんが、その日は混むので、車の出入りなんか結構激しくて、私も道の駅フェア楽しみで行くのですけど、かなりの混みようで、この中でごみ拾い

をした後に、わざわざまた来るのかなというのがちょっと疑問なのと、同時にやるというのはちょっと、そのまま流れてもらうって、その清掃の場所と内容にもよるんですけど、例えば、草取りして、かなりみんな頑張った後にそのまま道の駅に、ほかの観光客の人に混じって何か買い物したりイベント楽しんだりというのが現実的なかどうか。

ちょっとそのあたりが、どの程度議論されてその日になったのかというのをちょっと聞きたいなと思うのと、あと、分けるという、ビューティフルデーを宣伝したいというのはわかるのですが、美しい村に加盟しているっていうのは。

ただ、もともとの目的というのは、環境美化活動、村をきれいにしよう、みんなでやろうというそちらの方を、そういう雰囲気をつくろうという形のイベントが主かなと思っていましたので、何かこちらの方にはインセンティブで何かもらえるけど、クリーンなかさつないではもらえないのかなみたいな。

住民の方はそこを分けて考えないと思うのですよね。

分けて考えるようにしてもいけないと私は思っているんで、そのあたり、どういうふうに所管課で考えているのかと、もう一度だけ確認をさせてください。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 情報発信の関係ですけれども、アンケート調査を、ちょっと今手続き遅れているのですけれども、一応今月、LINEの方でアンケートを取らせていただく予定をしております。

それは広報誌に限らず、情報発信というツールいろいろありますので、そういったものも含めたアンケートをやろうとしております。

村としまして、まちづくり計画の住民アンケートの中でも、村からの情報発信については72.7%の方が「満足している」、「どちらかという満足している」という回答をいただいています、その中でも、広報誌、パンフレットにつきましても85%以上の方が「満足している」、「どちらかという満足している」という状況にもなっています。

また、若い世代の方、18歳から39歳までの方ですと、もう年代別に見ましても、40%から60%ぐらいの方が「満足している」、「どちらかという満足している」という方が39歳までで9割の方が満足しているという状況ですので、そういった傾向も見られますけれども、広報誌それから様々な情報ツールについても、幅広く意見はもらいたいというふうに考えていますので、広報モニターという形ではないですけども、アンケート調査で広く意見を伺っていきいたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 道の駅フェアの日のビューティフルデーの関係ですけれども、おっしゃるとおり、草取り等で作業量が増えると時間もかかりますし、汚れた格好でそのまま着替えなければいけないということもありますので、その辺はどういった作業内容にするかということと、場所についても、道の駅周辺または近郊と考えていますけれども、そこも道の駅に限らず別の場所ということも考えられますので、そこはちょっと、場所については、もう少し取り組みやすい場所で考えて、まずはきっかけづくりということですので、作業量も含めて、今後、この後検討してまいりたいと思っております。

また、メインディッシュにも書かせていただきましたけれども、この取り組み以外にも、学校ですでにクリーン作戦というのが学校で行われていたりしますので、新たな取り組みをお願いするのは難しいと思いますので、こういったクリーン作戦をビューティフルデーというような取り組みとして、そこに名を冠してやってもらったりとか、美しい村連合に中札内は加盟しているよということ子どもたちにそこで伝えてもらうような、そういった今

やっていることに併せてやってもらうというようなことも学校などに働き掛けていきたいと思っておりますので、そういったことを多角的にちょっと取組んでみたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、お話の中で、LINEの中で診療所の予約の話、ちょっと出ていました。

今、更別の国保診療所の方で予約システムを構築しているというお話を聞いていますので、ある程度そういったところも参考にしながら、同じものが導入できるのであれば、そちらを選択するというのもありかなというふうに思っています。

それがLINEかどうかは別として。ということでございます。

あと、クリーンなかさつないの時もボランティアごみの袋は基本的に参加賞として、飲み物と一緒に配布もさせていただいたりはしています。

あと、ごみの分別のパンフレットの話は、さっきちょっと出ましたが、あっちこっちいってすみません。

その関係は、所管課の住民課の方でも検討したのですが、わかりやすいのをやっぱり、パンフレットの方が今のところやっぱりわかりやすいし、お年寄りや何かのところにもそれ配布されますので、やっぱりそっちの方が今のところはわかりやすいかなということで、LINEの方での導入は今のところ見送っていると。

ただ、そういう時代は当然来るのだろうというふうに思っているのですが、全く検討しないということではありません。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

予約システムの方は、割と診療所かかられている方、ちょっとこれ総務の方の話題ではないかもしれませんが、丁寧に診察してくれる分時間が長くなってしまうと、待ち時間が長くなってしまうとかというお話も結構聞いておりまして、その改善の部分につながればということで、予約できるようにしてほしいという声が本当に多いのですね。

なので、更別の診療所さんの方で構築されるということでしたら、それを導入していただければそれが一番良いかなと思いますし、LINEに関して、例えば、ごみであったりとか、パンフレットの話とかありますけど、私が気になっているのは、広報で広聴する部分ですね、LINEでいろいろな情報を、LINEに限らずSNSを使って、村はとても情報発信をされているのですが、その代わりに住民の方からの声の聞き方というのですか、意見の取り入れ方というのを、LINEでなくても良いのですが、その一つが広報モニターということだったので、いろんなところで住民の方から声を聞く機会あると思うのですが、そういったところなんか、強化するために、LINEのほかにもいろいろ考えるものがもしあるのであれば、村長の茶話会やったりとかまちづくりトークやったりとか、いろんなことやられていると思うのですが、そのあたりで、LINEではない部分で何か意見を聞いたりする部分もやっぱりもうちょっと方法がないかなというのがあったので、ちょっと聞かせてもらいました。

広聴をどうしていくかですね、今後、村の広聴のあり方をどうしていくかというところで、ちょっと聞きたかったんで、ここを取り上げさせていただきました。

あと、ビューティフルデーに関しては、クリーンなかさつないでそういうのを配っていただいているの、私も知っていたのですが、あえてそういうのをやっているのに、

こちらに何か重きを置いてやる必要があるのかなっていう、そこが言いたかったので、そのあたりで質問させていただきました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは何点かお伺いしたいのですが、今、情報発信、LINEとかっていう話をどんどんしていますけども、いろいろやるためにはいろいろ問題ある面も今聞こえております。

けども、我々年取ってからそういうことに付いていけないのですよね。

うちの村は年寄りいらないのですか、これ。

もう少し村民全体にわかるようなものやっていたら、問題ある。

これも何とか突破しようと言っているみたいに聞こえるのですが、年寄りはどういうもの見れない人がたくさんいるのですよ。

あえてここでこんなに議論なっているのに、あえてそれを突っ走ってやっていかなくてはいけないことなのですかね。

年寄りは村に参加したらだめなのですか。

その辺ちょっと1点聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 北嶋議員、何ページのどの部分での質問。

○2番（北嶋信昭君） LINE配信システム使用料。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 今話題になっているのは、あくまでも情報発信の強化で追加する部分ということで認識していただければと思います。

なので、今までどおりホットメール、紙、メール、手紙で意見を出すものは絶対にこれはまだ残さないといけない。

また、広報誌、こちら全戸配布、これを紙媒体でやるというのは、今の段階でやめるつもりは全くございませんので、そのあたりは残しながら、新たに、新しいこと、年齢層の合わせた情報発信というのも全体必要になってきますので、あくまで追加というような形で認識いただければと思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） いろいろ考えているのだろうね。

あえてそこで問題あるようなことに突っ込んでやらなくてはいけないことなのですかね、これ。

今、多分広報誌だとかいろんなものでやっている。

これに何が不満あるのですかね。

LINE使って云々ということになれば、若い人しか見ていないと。

では、若い人だけ参加できるのかといたら、今情報に欲しいもの流していると。

情報誌というのは、村の広報だとかいろいろあるのだけど、そこには必ず全戸に入っているはずなのですよ。

ここまで来て、今、前向きで良いといえば良いのだろうけども、そのうちに年寄りはわからなくなってくると終わってしまうみたいなどころあるのだけど、別に文句でも何でもないのですけども、やはり年寄りのことをもって考えて、そこまで若い人のことを考えるのなら、年寄りのことももっと考えて、村の広報だとかいろんなものに、もう少し入れてほしいと。

そうするとそこまでいなくなっちゃっていい部分もあるのではないかなということなのです。

よ。

そういうことで、意見としてなのですけども。

あと、ビューティフルデーに関して、さっきからいろいろ話していますけども、なんでこういう商品券みたいの出しながらこんなことやらなくてはいけない。

なぜこういうこと言うかといったら、村の今まで言ってきた中、美しい村は村民に理解してもらってという話がよく出ます。

けども、こういうところには参加してくれない人も、していないって、減っているという話ですよ。

話合わないのではないですか。

そして、そこに500円のクーポン券出すと。

これでもう増えなかったら村はどうするのですか。

新しいものにそういうことするという必要なのですけども、むだな金を使わないという、何かの時に言ってくれた人がいるのですけど、村で。

そうしたら何も挑戦できないかもしれないのです。

けども、これは大体村外の人方、大方だと思うのですよ。

こういうことに、どうなのですかね。

言っていることとやっていることが、自分にしたら何かちぐはぐかなって。

それからもう一つは、このビューティフルデーに何時間ぐらい費やせるのですか。

ごみ拾い。

村でやっているやつは、説明聞いても1時間半もないのですよ。

何年か前に参加したのですけど、道の駅で説明聞いて、ずっと38号まで行くのに、行っているうちに半分以上過ぎていっているのですよ。

そういうパフォーマンス的なことをやるのならいかなものですかね。

もう少し参加してくれる人に、もうちょっとゆっくりごみ拾いしてもらおうとか、説明聞いて1時間ちょっとで終わるようなパフォーマンス的なことはどうなのですかね、これ。

本当にきれいにしようと思っているのですか、村の中。

その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議員おっしゃるちょっとパフォーマンス的なというお話あったのですけど、今、ちょっと場所や何かかなり、イベントの時ですので混雑するというので、先ほど補佐の方からも、場所等については今後検討するという事になっているのですけども、今、学校関係にもお声掛けをして、ぜひ、同じ日に一斉に美化活動をやって、改めてその清掃活動する意義や何かバラバラにやるのではなくて、その同じ日にやれないかということで、今、学校にもちょっとご相談をさせている段階ですので、一応そういうことで今、動こうとしているという部分はお知らせしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） だめだっていう話でもないのだけど。

村でごみ拾いをします。はい、1時間で帰りましたって、こんなようなことは止めてくださいよ。

本当に、心から村民が村をきれいにするという気持ちでやるのならいいけども、いつだかまちの中やった時も、もう時間ですよと帰る時間、幾らも取っていないのですよね。

そんなことで、真剣にやっているのですけども、もうちょっと浸透したような形の中でやってほしいのと、さっきのクーポン券、これさっきからみんなの意見出ているのですけ

ども、予算立てたのだから間違いなくやるのでしょけれども。

もしかということに対しては、どう考えているかね。

もしか減ってしまったらどうするのですか。

むだな金は使うなということを、村では言っているはずですから。

それはむだだと思わないけれども、そうやって言った以上は頑張ってもらわないといけな
いし。

皆さんいろんなこと言いましたけれども、今ちょっとつまんであちこちしか話してないの
だけでも、何やるにしても、やはりきちんとした時間を取って、しっかり考えていくとい
うのと、もう一つ情報の方で、年寄りの方にももう少し力を入れてくださいということ
をお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） それでは何点か質問させていただきます。

まずはじめに、予算書の 53 ページの交通安全対策費のところで、直接は関係ないので
すけれども、昨年、議会の方で住民参加型予算制度のワークショップやりまして、今回、介
護職等の支援事業が予算の方に入れさせていただきました。

そのほかにも出た案といたしまして、東 1 条の歩道のインターロッキングの段差解消と
いったものを何とかしていただきたいと。

それともう 1 点出たのが、東 1 条の 38 号、この役場のすぐ前の交差点ですね。

そこが結構事故が多いということで、その、信号の設置というのは非常に難しいだろ
うということはわかっていたのですが、それに代わる何か、標識なり注意喚起を促
すようなものの設置をしていただきたいということで、以前から総務課の方にもお願いを
していたのですが、その予算らしきものが、ちょっとこの予算書の中を見るとあ
まり出ているようには見えなかったものですからちょっとお聞きしたいのですが、
その件につきまして、公安委員会あたりとも相談されているのかもしれませんが、
今後そういった注意喚起を促すようなものの設置について、何か考えておられるのか。

あと、公安との話し合いがどうなっているのか。

その辺をちょっと 1 点お聞きしたいと思います。

あともう 1 点は、60 ページの広報作成費なのですが、作成費といいましょうか、
実は私、令和 6 年度、区長やっています、区長会議に 2 回ほど出席をさせていただきました。

その中で、広報の配布方法について、今、多分、区長さんやら班長さんが各戸に配布をさ
れていると思いますけれども、その中でやっぱり大変だということで、郵送にしてい
たきたいというようなご意見が出されたと思います。

以前にも何か市街地区の方の方がそういった意見もあったのかなと思いますけれども、
昨年 12 月の区長会議の中では、農村部の比較的中堅の若い方からそういったご意見が出
されたものですから、私もエッと思ったのですが、やっぱり、確かその時、答弁とし
ては、見守りも兼ねて、今までどおりやっていただきたいというような答弁だったかと思
いますけれども、私もそういった考えなのですが、その後、確か執行者側の方では
検討しますというようなことも言われたような気もしていたので、その辺、どうしてい
こうというふうに考えておられるのか。

その点についてお聞きをしたいと思います。

あともう 1 点は、予算書の 63 ページのまちづくり計画のところで、もう 1 点お聞きし

ます。

昨年、第7期まちづくりの後期計画の策定に向けたアンケートがされたと思います。

その中で、一つの項目に、合同墓といいたいまいしょうか、合同墓といいたいまいしょうか、その項目もあったと思います。

それで、アンケートの調査結果が出されておまして、無作為で500人の方にアンケートを実施したと。

回収数としては154人ほどで、回収率は30.8%とそんなに高くはなかったのですが、その中で、この合同墓につきましては、3割の方が必要であると。

あと、2割弱の方が利用希望があったというわけなのではございますけれども、やはり墓を継ぐ人がいないですとか、家族に負担をかけたくないという観点から、少なからずやっぱりこの合同墓に対する希望者がいるのだなということがわかりました。

その後、以前、全員協議会やった時だったか、今後何か、再度、ニーズ調査みたいなものをするというような話もあったような気もしたのですが、今後、この合同墓について、村としてはどのような対応といいたいまいしょうか、進めていくのか。

今後の進め方ですね。

それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） まず1点目の住民提案型の予算関係で、東1条の役場のところの交差点のお話です。

こちらにつきましては、中札内の駐在所の方には、一度相談をさせていただいてまして、今、あそこ事故も多いですし、あるいは横断しようとする方の車が止まらないという現状がございまして、その辺でこういった手立てがあるのかどうかというのでご相談をしましたが、警察としては、標識ですとか、注意の路面に注意喚起もしていると。

あと、取り締まりの関係も、やはり複数の人間でやらなければいけないので、そんなに頻繁にはできないということでのお話でした。

その後、村としましても、例えば、電光掲示のできるような標識等の設置が、どのぐらい、まず費用がかかるのかということで、ちょっと調べてみましたが、やはり物によるのですが、物だけでやっぱり100万円から200万円ぐらい1基あたりするものですから、そういった費用、はたしてできるのかということもありましたし、あと、横断者の関係は、例えば、先進地の例見ますと、横断歩道、目立つように、例えば、今白だけの横断歩道なのですが、緑の路面に白い横断歩道を、目立たせるような形で注意を促す例ですとか、あとは視覚的にちょっと道路が狭く見えるような形にして、車に減速を促すというような事例もありましたので、ちょっとそういった事例も含めて、今度、道道になりますので、そういったものの設置が可能なのかどうかも含めて相談した上で、帯広の警察署の方、交通企画課になるのでしょうか、そちらの方にもちょっと相談をしてみたいと思っています。

また、信号機の関係は、先ほど議員おっしゃったとおり、村の行政相談員さんを通じて、釧路の行政相談員さんにもご相談申し上げて、実際現地も見ていただいています。

信号機から300メートル以内というのは、信号機はちょっと付けられないという信号設置の基準がございまして、それは難しいので、やはり別の手法がないかという方をちょっと模索する必要があるのかなというふうに考えていますので、ちょっともう少しお時間はかかると思いますが、ちょっと手立てがないのかについては、もうちょっと追求してみたいなというふうに考えております。

それから、広報の配布の関係でございます。

確かに行政区長会議の中でも、農村部においてなかなか配布が難しいという声も今出てきております。

それから、行政区によっては、区に入らない方に広報を配らないという行政区も今出てきております。

先週もちょっと上地区の方の懇談会の方でも、同じような、区に入らない方に配布を止めることもちょっと視野に考えているということでご相談も出ていたようですので、もうちょっと情報を集めた上で、ちょっと全体的なことも影響出てくるものですから、その辺、7年度検討はしてみたいと思っております。

広報の配布に関しましては、ですので、当面はまだ現行のままで行きたいと思っておりますけれども、郵送の良しとするのかどうかについては、ちょっと全体を見て判断していきたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 合同墓の関係です。

今回、まちづくり計画のアンケートの中にそういう調査項目入れて、今、宮部議員が言われたような、ある程度合同墓の話題自体が報道等でも、他町村でやるというのも出たのも影響あると思うのですが、割と必要だという意見が出ているのは、数問でしたから、そんな深く突っ込んだ質問ではなかったのですけど。

ただ、それだけでやるかどうかの判断するというのは非常に難しいので、具体的個別にやる方向性を出すためには、そのための別立てのアンケートを、それに特化したようなアンケートをちょっとやらなければならないかなと。

それなりに経費もかかるということもありますし、宗教的な問題もあったりとか、ほかのお寺さんの納骨堂のこととか、そういったことも含めてあるので、そこはもうちょっと深掘りしなければならないかなって。

あと、この関係深く突っ込んでいくと、衛生費ということにもなるので、今、アンケート、科目的には、今総務費のところ、アンケートの題材でということなので、今、東1条のもう一つの歩道のやつも現実的には土木費のところ、予算になるので、合同墓のところだけ、アンケートの結果を受けて今後ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点目の役場のところの交差点ですね。

そこについては、歩道のインターブロックにつきましては、施設課の方で、今年度100メートルだか幾らだか予算若干入っていましたので実施されるのだなというのはわかっていたのでいいのですけれども。

交差点の注意喚起の看板ですとか、そういったものについては、結構やっぱり頻繁に、昨年も確か事故あったと思います。

ちょこちょこ事故は起きている交差点だと思いますので、やはり何らかの対応が必要ではないかなと。

やっぱりもっと大きな事故が起きてしまってからではやっぱり遅いので、なるべくやはり早めに、駐在やら帯広警察署ですか、そういったところとも打ち合わせをしながら、何らかの対応を取っていただきたいなというふうに思います。

あと、広報の配布ですね。

当面は現行のままで進めたいということで、私もできればやっぱり、見守りも兼ねて、

現行の区長さんなり班長さんあたりが配布をしていただくのがベターではないかなというふうに思いますので。

しかしやっぱり今のちょっと若い方々にすると、ちょっと考え方も変わってきているのか、かなり負担も大きいというようなことも言っていましたけども、農村部でそんな声が出てくるというの、ちょっと自分も思っていなかったのですけれども。

この辺について、多分これ、全部12回、今正月の分は郵送かな。

あとそれ以外全部は区長さんあたりが配布していると思いますけども、全部を郵送となるとやっぱり結構な郵送料がかかってくると思いますし、その辺何とか、区長さんあたりに納得をしていただいて、何とかご協力をいただくという方法がいいのではないかなというふうに私は思います。

あと、合同墓につきましては、再度、ニーズがあるのかどうなのか、アンケートを実施するというようなことをございますので、その辺も再度、前回500人のうち、無作為のアンケートでしたので、やはり、そこでも少なからず意見が出たということは、まだやっぱり希望している方もおられるかと思しますので、再度、アンケートなどを取って、本当に必要とする人が多いのかどうか、再度確認をしていただければというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、60ページのコミュニティバス運行管理費に関連することをお聞きいたします。

先ほどの説明では、エアポートスパの滞在時間が増えたということと、あと、3路線の一部が見直し予定って言われておりましたけれども、3月号の広報ですか、それに路線の見直し部分が載っていたのですけども、そのことを言っているのか。

それとも、またさらに見直し予定と言われていましたので、また違った路線を考えているのかお聞きしたいのと、それで、路線についてですけども、くるくる号の路線。

それは昨年、ちょうど1年ぐらい前にキッチンスタジオの外構工事の時に、いろいろ説明会などを開いて、いろいろどんなふうにするかというところで、くるくる号の運行路線をその中に入れることで、大分真っ直ぐ通すのか、あとL字に曲がるのかということで、随分話し合いましたのですけども、それで、今年、角、L字で曲がるというふうになって、そして3月広報にくるくる号の運行路線が、ダイヤ出ておりましたので見ましたら、何も変わってなく、令和6年度の時と同じ路線になっていたのですけれども、その辺は、今後、キッチンスタジオの中にバス停設置という部分はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず1点目の、先ほどの路線の関係、7年度の路線の変更の関係ですけども、そちらにつきましては、3月号に折込させていただいておりますとおりでございます。

こちらが7年度の変更。

そして記事の方でも変更点のお知らせを、4月1日から動き出すものですから、例年3月号の方でお知らせさせていただいておりますが、この変更のとおりでございます。

おっしゃられたとおり、エアポートスパの滞在時間が、今年度はちょっと短い、1時間程度しか実際取れないというのがあったので、その意見は踏まえまして、1時間半程度滞在できるような路線の見直し、エアポートスパ線の見直しを行ったのが主なところでございます。

それから、キッチンスタジオへの乗り入れといいますか、ですけれども、令和7年度につきましては、外構工事がこの後行われますので、7年度の時刻表では、当面は、7年度については従前どおりというふうにさせていただいております。

7年度の外構が完成しましたら、実際の利用状況ですとか、あと、冬の除雪の状況なんかも見まして、令和8年度からそこへ乗り入れできるように検討を進めていきたいと。

令和8年度からは、そこに乗り入れができるような形で、担当課の方でもちょっと検討してまいりたいと思っています。

7年度については、ちょっと外構工事がまだ終わっておりませんので、そのままとさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 見た目は外構工事終わっておりますけれども、カラー舗装とかそういう部分での外構工事が終わっていないということですかね。

令和8年度はそういうふうに前向きに検討していくということでしょうか。

それと、それに関連することで、令和8年度はデマンド車の導入に向けた動きが検討されて、令和6年度からされているのですよね、住民参加型予算制度の時も、一番重要課題として挙げられていたデマンド交通のところですけども、そしてその内容的には、総務課さん良くわかっていると思いますけれども、農村部はハイエースを車両でデマンド交通するほかに、コミュニティバスもハイエースにするというふうに予定されているのですよね。

それで、令和7年度中にハイエースを購入を予定されているのであれば予算に上がってくるのかなってございましたけれども、それも上がってきていないので、そういうデマンド車の導入に向けた現在の動きというか、そういうのも教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 令和8年度に向けて、今おっしゃられたように、まずは農村部線を、今、火曜日、金曜日走っておりますけれども、農村部線を令和8年度にデマンド運行の方に移行できるようにということで、今、委託先とも話をしております。

おっしゃられたとおり、車両につきましては、ハイエースという、先ほどあったのですが、やはり納入にかなり、今、納入時期が結構遅くなったりですとか、納入が難しいということもありますので、ハイエースに限らず、車両、例えば、ミニバンタイプですとか、そういった形で車両を今、もう少し見極めて、予算につきましては、令和7年度のできるだけ早い時期、6月、7月補正などで上げさせて、予算を補正として計上させていただきまして、車両が今、いろんな納期の絡みで、年度内に納入できないということもありますので、その場合は、今役場にある公用車、ハイエースありますので、まずはそちらを使って、令和8年度から農村部線をまずは運行させていただきたいというふうに思っております。

車両の予算につきましては、7年度の早い段階で、今のところは7月補正を想定しておりますけれども、予算を計上させていただきまして、年度をまたぐという可能性もありますので、債務負担行為等も設定も検討しながら、進めていきたいと思っております。

市街地線につきましては、当面はこのまま定時運行ということで進めますけれども、令和8年度のデマンドの農村部の移行状況も検証しながら、全村をどうするかということは、その後検討していきたいと。

まずは農村部線をデマンド化していきたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 農村部はデマンド線で、ハイエースかミニバンタイプ。

市街地のコミュニティバスも、いずれくるくる号はもう廃止するかということで、何かハイエースに変更というのを前回言っておりましたので、その辺どうなのかなと思います。

それでくるくる号が故障した時に、代替りのハイエースで、ときどき運行されていましたが、住民から、あのハイエースはくるくる号よりずっと足を上げて乗るのに大変だというのが数名いらっしゃって、やはり私それ全然わからなかったのですが、やはり簡単にミニバンタイプだのハイエースだの言っておりますけれども、高齢者にとって足上げて乗るという作業すら大変なのだなということがわかりましたので、その辺も十分吟味して、車の車種ですか、選んでほしいと思います。

住民は令和8年度のそういった乗りやすい、利便性の高い運行方法、本当に待っておりますので、確実に令和8年度から運行できるように、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 先ほどの答弁の中で、ちょっと1点訂正ございました。

令和7年度の補正で計上と言ったのですが、令和7年度の債務負担行為を設定させていただくということで、予算につきましては、車両の購入については令和8年度予算という形で進めたいと思っております。

また、車両の選定につきましては、今おっしゃられたことも、我々も考えております。

低床の方がいいのではないかと、福祉、車椅子対応が良いのではないかと、ということもありますので、そちらの方もいろいろ検証しながら車両の選定をしていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後2時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ページ数で言いますと、55ページ、電子計算費について、質問いたします。

本年、この電子計算費については2億5,000万円余りの計上ということで非常に巨額になっています。

中身を言いますと、標準化システムへの移行委託ですとか、ガバメントクラウドへつなぐ回線の使用料あるいは利用料というもので、非常に高額になっているというのが現状でございます。

その中で少し気になるところについて、質問いたします。

この中で見ると、システムの改修委託ということで、要はソフトウェアのシステムを改修していくための作業を委託するのだよということであるのですが、昨年も実は改修委託ということで、恐らくシステム自体は少し違うものが改修されているのかなと思うのですが、毎年毎年、改修改修ということで出てくると、本当に改修なのかなという疑念が出て

くるところもありまして、今回のような法改正によって改修される場合には、維持管理といえましょうか、維持管理委託というような表記ができないものかなというふうな思いで、項目の表記についての質問です。

そのような形で対応していただけないかなということでのお願いでございます。

それともう1点は、ガバメントクラウドに関する質問ですけれども、これについては総額6,000万円余りの費用が掛かるということで非常に巨額になっています。

中身を見ますと、アマゾンウェブサービスの利用料が4,686万円という計上になっていて、村民一人当たりでいけば1万何千円かの利用料ということで、利用料ということは、使えば毎年掛かっていくお金なのかなということで、こういったものについては、先日の予算説明会の中では、今のところ財源措置も明確にはなっていないというところで、こういったものについて、非常に巨額であるがゆえに、このガバメントクラウドというものがどれほど村民の方々に周知されているのか。

あるいは、これにつなぐことによってどういったメリットがあるのかというのは、我々もなかなか理解していないところもありますし、村民の方々も理解していないのではないかなというふうに思うのですね。

そういったところから、これ、国の指導によって進めていかなければならないというようなことでございましたけれども、できることなら、例えば、こういうシステムになりますよ、こういうメリットがありますよというようなことを、住民説明会なり、あるいは、ちらし等を配布して、こういうシステムに移行する予定ですというようなことで、住民への周知を図っていただけないかなと、そういった考えはあるのかなということでの質問とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 電子計算費の中の改修委託という表記を、維持管理とかの名称に変更できなかなというご質問だったかと思います。

一応、システムの保守というのはある程度見ていまして、大幅なシステムのレイアウトだとか情報の抽出等を行うものについては、その保守の範囲外の業務になってきますので、やはり法改正とかで、例えば、児童手当が拡充されたとか、そういったものになりますと、日常的な保守管理の中では、やはり対応しきれない、金額的にもそうですけれども、そういったものになりますので、その辺、保守委託と改修については、ちょっと区分けをした上で予算計上はさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ガバメントクラウドの利用料につきましてですけれども、こちらについては、実際にまだ本稼働させているわけではないので、おっしゃるとおり、これ従量料金になっていますので、使った分掛かるという料金です。

今、予算で計上させていただいているのは、実際1年回してみないとわからないというところもありまして、カリキュレーターといいますか、そういう仮にこの容量で動かしたらどれぐらい掛かるだろうという計算によって、試算を出しているものですから、実際に使ってみるとどこまで掛かるかというのがわかるのですけれども、予算の段階ですので、従量料金で、利用料が変動するという性質のものですから、その計算の試算をもとに、12ヶ月分、仮稼働期間も含めて12ヶ月分を計上させていただいております。

ですので、実際に使用していく時には、例えば、夜間、稼働必要ない時は、その時間を止めるですとか、そういった最適化というような言い方をしますけれども、うちの村にとって必要ない部分は使わないようにするですとか、そういったことができないかとかいうと

ころは、今研究しながら、できるだけ低減させていきたいと思っています。

これは国がガバメントクラウドの提供事業者というところと、海外の事業者なのですから、それと国が一括で、大口で契約をして、できるだけ必要を低減させるということをやっておりますので、村の方でも最適化をしていくのと同時に、そういった大口で、全国で一括で契約することによって安くするというので、国も動いていますので、できるだけ費用を低減させていけるようにしていきたいと思っています。

また、こちらの周知につきましては、おっしゃるとおり周知不足というところもありますので、チラシですとか広報で、こういった国の動き、法に基づくこういった動きがあつて、将来的にはこういうふうになっていきますよというような情報提供というのはもう少し研究してみたいと思っています。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） システムの改修委託ということでの質問でしたけれども、ある程度大幅なものに関しては維持管理の範疇ではないということなのですが、さかのぼって予算書を見ていくと、毎年改修というのが出てくるものですから、ではこれ、どこをどう改修したのだろうかということが、なかなかわかりづらくなっているのも事実かなと思います。

ですので、ハードを変えるのなら改修かなというふうには思ったのですが、ソフトに関しても、中身が大きく、レイアウトが変わるだとかということに関しては改修ということで理解をいたしました。

また、ガバメントクラウドに関しては、やはり私も耳障りのない言葉で、これを村民に説明しようと思っても僕自身がわからないので、説明ができないのですよね、正直言いますと。

一般の方々も当然わからないということで、そういった中で、今回のように巨額な費用を計上せざるを得ないというような状況だと思います。

もちろん、経費がなるべく掛からないような最適化ですか、そういったようなことを図っていただくのはもちろんのこと、国の指導によりこういうシステムになりますよ、それでこういうメリットがありますよというもの。

これの説明が、住民にとってはそういった説明が大事なのかなと思います。

それによって、ではこのシステムにこれだけお金が掛かる、仕方がないよねという理解が広がるのではないかなというふうに思いますので、今一度、こういった説明の大切というものを考えていただきたいということでの質問でございました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 何点か質問をさせていただきます。

予算書62ページのまちづくり推進費の中の地方で働き隊員報酬169万2,000円。

先ほど、船田議員の方からも、この事業の期待される効果ということで、関係人口の増加につながっているというようなご説明があったかと思いますが、地域おこし協力隊インターンの方が9人採用されて、今年度いろいろ活動されて、ホームページとかには体験談とかが載せられていたりとか、あと、私たちも受け取ってはいるのですが、インターンの方がまちづくりの提言の形でレポートを提出していただいているというのも、私たちもそれを見てなるほどって気付かされる部分とか勉強になる部分があつて、すごく良いなと思ったのですが、その方たちのレポートなんかは、今後の村の、例えば、村政とか、村政といいますか、いろんな事業、いろんなアドバイスとか提案ありますの

で、そういうのを活かしていくのか、実際活かされている部分があるのかというのと、せっかくながつながった方たちですので、その後のやり取りですね。

例えば、そういう実績が、こういうふうにつながりましたよというのがあれば、その採択した実績なんかを、例えば、その方に報告するとか、そういった何かつながりをいかに保っていくかというのも大事なと思うのですけれども、そのあたりの村のお考えというか、こういうふうに取り組む予定だというのがあれば、お伺いしたいと思います。

あと、65ページのふるさと納税費について伺います。

予算に関する資料だと18ページになりますけれども、ご説明ありましたように、7年度は寄附総額を3億円ということで、それにまつわる経費なんかはかなり減ってはいるのですけれども、委託料の部分で、これは66ページになりますけれども、ワンストップ特例申請オンライン受付使用料というのが、ほかの委託料とかはかなり減っているのですけれども、こちら使用料ですね、失礼しました。

使用料とか賃借料の部分、ここが昨年に比べたら119万円ほど、かなり増額になっているので、こちらの理由と、あと、去年10月ぐらいから委託、ふるさと納税業務の一部を委託していると思います。

10月からだったと思うのですけど。

今年度も引き続き業務の一部を委託して、返礼品PRを強化というふうに、こちらの資料では書いていただいておりますけれども、具体的にどういう取組みをされているのか。

返礼品の、例えば、数が増えているのかとか、内容がこういうふうに見直されているとか、何か変化がある部分、今後強化していきたい部分というか、具体的な取組みについてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、地域おこし協力隊インターンの方々からいただく提言といいますか、まちづくりの提案につきましてですけれども、こちらにつきましては、今年度から取組んでおります。

今までは、来ていただいて一緒に働いて、その後は地元に戻るということで、せっかく若い大学生ですし、首都圏だったり都市圏に住んでいる方も多いので、外から見た中札内村、実際2週間、短い間なのですが、住んでみて何が不足していて、どういうところをもっと伸ばしたらいいのだろうという外の視点で見ていただいて、その2週間の任期の間にレポートというか提言書をまとめていただいて出していただくというのは、今年度から始めた取組みですので、まだ具体的にそこから村政に結びついたということは、成果としてはないかもしれませんが、確かにおっしゃるとおり、提言に基づいてこういったことをやったよというのは、フィードバックすることは大事だと思っていますので、それは今後も取組んでいきたいと思っています。

また、提言書につきましては、職員の中で掲示板というのがありますので、パソコンで見れる掲示板がありますので、そこで職員には、こういった提言がありましたということで、全職員に共有をしております。

また、おっしゃるとおりホームページにも、一部ですけれども載せております。

その提言を活かしてできたことについては、インターン生にフィードバックするような形は取りたいと思っています。

それから、ふるさと納税費の関係です。

ワンストップ特例申請オンライン受付使用料が増えているところの理由ですけれども、こちらにつきましては、オンラインワンストップ、ワンストップ特例は5自治体まで申請

を出せば、確定申告等不要で、寄附金控除は受けられるという制度なのですがけれども、こちら、今、オンラインが増えてきております。

オンラインですと申請が手軽になりますので、オンラインの割合が増えてきているということで、ここの部分はオンラインワンストップの委託料が昨年度より増えている。

紙ではなくてオンラインでのやり取りが増えているということで、ここの委託料が増えています。

中間事業者に、昨年10月からふるさと納税業務を委託しているのですがけれども、ワンストップ特例の受付につきましては、本村の方に残しております。

こちらについては本村が、中間事業者への委託ではなくて、本村の事務として残しておりますので、その分のオンラインの割合が増えたことによる委託料がここで増えているというところでございます。

また、中間事業者への委託による効果ですがけれども、こちらにつきましては、令和6年の10月から中間事業者を導入しまして、いろんな業務を委託してきているのですが、その中で特に今までできなかったところが、例えば、中間事業者が入ったことによりまして、新規返礼品ということで、今までは容量違いと言いますけれども、今出している商品の様々な容量を変えたバージョンの返礼品を増やしたりですとか、あと、広告宣伝ということで、委託料の中に広告費も一部含んでおりますので、楽天のサイトで広告を実施したりしております。

また、レビューというのがホームページに、サイトに書いていただけることがあるのですが、今までは、直営の場合、ちょっと職員の、レビューへの返信まではなかなかできなかったのですがけれども、今、中間業者さん入れたことによって、そういったレビューへの返信、レビューがあったらそれに対する返信ということもできるようになってきております。

また、登録サイトが、今後に向けて、令和7年6月からですがけれども、新規で3サイトを追加できる予定になっております。

そこは中間事業者さんと今一緒に、サイトの追加に向けて動いてもらっております。

そういった形で、あとは返礼品の今まで提携をしていなかった村内の事業者さんに、新たにふるさと納税の返礼品提供してみませんかといった声掛けも、今後、村内事業所さんへの声掛けも中間事業者さんと協力しながらやっていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 地域おこし協力隊インターンに関しては、ご説明いただいたとおりで理解いたしましたし、今後の取組みにも期待しております。

ふるさと納税費についてですがけれども、ワンストップ特例申請オンライン受付業務というのは、納税額に関係なく、利用した方の人数で増えているということで理解をしました。

これが村の方の事業で残っているということなのですがけれども、この委託業者さんとの契約といいますか、例えば、サイト掲載委託とかだと、納税額に比例して上がっていったりすると思うのですがけれども、ふるさと納税業務委託、この1,200万円のところが一部委託している部分なのかなというふうに理解しているのですがけれども、この金額というのは、この納税額の増えることによって、例えば、ここがまた増えるという形での契約なのかどうかというのを、最後ちょっと確認したいと思います。

あと、サイトの掲載の委託も、掲載サイト3つ増えるということですので、今後ここの部分が上がっていくのかなというふうに理解したのですがけれども、そのあたりについても確認をさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ふるさと納税の中間事業者への委託につきましては、委託料という形で予算は見ておりますけれど、寄附総額の予算につきましては4%で計上しております。

寄附総額にパーセンテージが掛かるという契約になっております。

サイトが増えることによりまして、こちらについてはサイトの使用料というのが、サイトを使うと、そこから寄附を受けますと、決済手数料ですとかサイトの使用料での発生することにはなります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 63 ページ、一番下段、そして資料の18 ページなのですが、まちづくり計画後期計画策定業務委託とございます。

これについて、どの程度を業務委託という形で指しているのか。

具体的にここにパブリックコメントの実施とか計画概要版の作成とか、それから後期基本計画ということで、これらの策定ということで、新年度はこういうことであるとなっているのですが、この計画自体を、中身について業務委託をされている部分があるのかどうか。

その辺をちょっと確認させていただきたいと。

それともう1点は、計画書の下に、山車運搬委託とありますけども、なかなかこういう機会で本当に聞くのはちょっと失礼かなと思うのですが、正直言いまして、この山車運搬委託とは一体何を指しているのか。

まちづくりとどういう関係があるのか。

その辺ちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まちづくり計画の後期計画策定委託ですが、中身につきましては、全職員でつくりまします、当然。

委託する内容としましては、6 年度と7 年度の2 ヶ年なのですが、6 年度につきましてはアンケートを、発送するのは村ですね、内容を決めるのも村です。

ただ、その集計ですとか、報告書を作成するところを委託しておりました。

また、計画書につきましては、中身については当然どんな施策をやるですとか、今後どういった方向で進めていくというのは、担当課の方で上げていただいて、それをまとめていきます。

その時のシートですとか、その集計というか取りまとめという、そういったところの、ちょっと手間と言いますと語弊があるかもしれませんが、人手が必要な部分を委託するという、基本的なそういったスタンスです。

ですので、基本的な考え方ですとか、計画の中身については村で考えるということになっております。

それから山車運搬委託です。

こちらにつきましては、今、からまつ館の方で保管している山車ですね。

平成元年度に宝くじ助成の補助金を使ってつくりました山車ですが、これが高さが結構ありますし、あそこから移動させるのがなかなか難しい。

村民盆踊りですとか、村内のお祭りで使えないかという声もいただきましたので、それちょっと改造しまして、運搬しやすいように高さを少し変えたりですとか、あとステアリ

ング、フレームを少し改造するための委託料というところで予算を計上しております。

66万円の予算を計上しております。

それを、今からまつ館にありますので、それを修繕でお願いするところまで運ぶという必要がありますので、運搬料も別に予算として計上させていただいて、できれば、今からまつ館で使われていない状態でしたので、できるだけ使えるようにということで修繕、改造して、動かしやすくするといいますか、使えるようにするための改造修繕、これの予算で、まちづくりというところでは、そういったイベント、お祭りで使えるというところで、まちづくり推進費で計上させていただいております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 今の説明でほとんどのことがわかったのです。

それで説明を聞いて、まちづくりに関して、職員の中で、庁舎内でおやりになっているということで安心いたしました。

それと山車についても良くわかりましたので、ありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、ふるさと納税の推進というところでお願いしたいと思います。

ふるさと納税、数年前まで多額の納税があったのですが、数年前にかなりなくなりました。

これは村民としてかなり疑問があるのですが、その原因もわからないうちに、このまますんなり進んできたというところでもない状態なのですが、ここへ来てしまってそれを言っても仕方がないのだけど、今、ふるさと納税に関しまして、減った原因はいいのですが、新たに、これから豚肉に代わるような、何かそういうものがふるさと納税として何かないのか。

それから、うちの村にいろんな会があるのですが、その中でつくったりしながら、ふるさと納税を増やしていくという、何かそういうアイデア的なものがどこかにないと、まずこのままで、幾ら頑張ったって増えてはいかないと、そういうふうに思うのですが、村として、こういうふるさと納税がやっぱり多額にあった時の村の経済と、なくなった時の村の経済はかなり違うと思うのですが、ふるさと納税に対して、いろいろ推進とかって書いてありますけども、具体的にどういうことをしていくのかということを、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 先ほども少し触れさせていただいたのですが、令和6年10月からふるさと納税業務の一部を中間事業者と言いまして、ふるさと納税業務の中身を少し担っていただける業者さんに委託をお願いしております。

そこで、今、村内の事業者さん、これまでふるさと納税の返礼品は出していないよという事業者さんに、返礼品として出してみませんかというような声掛けも、ちょっとまだ10月に委託が始まったばかりというのもあって、7年度に向けてそういった動きもしていきたいと思っています。

それから、手間が掛かりそうだから出さないってもしかしたら事業者さんもうらっしゃったかもしれないですけど、それは中間事業者さんがサポートして、もう本当にできるだけ寄り添って、返礼品として提供できるような体制をつくるということでお話をしておりますので、そこは新しい事業者さんも含めて、今まで出していなかった事業者さんにも声

掛けをしていきたいと思っています。

また、ふるさと納税というのは、お世話になった地方公共団体に感謝をし、もしくは応援する気持ちを伝えて、税の使い道を自ら決めることができるというような制度として創設されたものでして、寄附総額ですとか返礼品にどうしても注目は集まるのですけれども、やはり村に寄附していただいた方々との継続的なつながりというのを築いていくことが大切だと思っていますので、寄附額だけではなくて、そういった今まで寄附していただいた方とのつながり、こういったことも念頭に入れながら、この制度を安定的に運用できればと思っています。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 言わんとすることはわかりますけど、今まで納税してくれた人を大事にするのならこんなに減っていなかったはずなのですよ。

言葉ではどんなことでも言えるのだけでも、今、その企業に任せるみたいなのところもあるけども、やっぱり中札内に良い物がたくさんあるわけですよ。

そういうものを、やっぱり中札内もやっていかないと。

相手の業者に、中間に預けたからって、それを任せきりではどうにもならないので。

中札内には165億円もある農家の中にも、かなり良い物もあるし、今新しいものもどんどん、今度は玉ねぎなんかも入ってくるみたいだし、中札内にはやっぱりこれから新しいものがどんどんあるはずなのですよ。

そういうものを、やっぱり中札内としても努力していかなくてはいけないし、今、いろんなこと言いながら、豚肉が主だったのですが、ジンギスカンも良いところまでいったのですが、原価が高くなってどうにもなくなっているという状態もありますけども、まだまだ農産物というのは単価が安いので、何か自分もいろんなことやったことあるのですが、現物、芋なら芋だけでは絶対売れないのですよ。

芋と何かをつくるとか、芋と何かを組み合わせるとかということなら良いけども、やっぱりそういう知恵を働किながら、中札内のふるさと納税を何とか増やしながら、いろんなことに使っていけるような形をつくってほしいと。

莫大なるふるさと納税、なくなっているわけですからね。

今言葉の中で言ったけど、そのお客さんも大事にするのならこんなに減らなかったのですよ。

何かうちの村で何かあったのだと。

我々はいろいろ聞いておりますけども、そんなことのこの次ないように、やっぱり住民と一緒にあって、そういうものをやっていくと。

そして皆さんに、ふるさと納税というのは、自分のお世話になったところという話が、何か途中から変わってしまって、カタログショッピングみたくなっているのだけでも、うちはそういうことではなくて、やっぱり中札内の農村の中において良い物がある。

これを村挙げて、やっぱり全国に宣伝をしながら、理解をしてもらって買ってもらうという、そういうふうに、村ももっと力を入れてくださいよ。

それから住民もそういうことをやりたい人もいっぱいいるはずですよ。

そんなこともしながら、中間業者に預けることも必要なのだけでも、村としてももっとも、やっぱりうちの村の良い物を発信できて、日本中の人に理解をいただいて買ってもらうという、そういう形に何とかもっていついていただきたいなということですけど、いかなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 北嶋議員おっしゃるとおり、中間事業者にすべて預けるではなくて、村も関りながら当然やっていきますので。

そこはおっしゃるとおり、村と事業者と中間事業者も合わせまして、ふるさと納税の裾野を拡大するようなことをしていきたいというふうに思っておりますので。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） しっかり聞きましたので。

言葉だけではなくて、何とか実行に、行政は言葉がうますぎて、なかなかだめですけども、実行に移すような形の中で、何とか頑張っていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

それでは、質疑がなければ次に進みたいのですが。

お諮りします。

質疑の途中ではありますが、議事日程の都合により本日の会議はこれまでとして、明日12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会し、明日12日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 2時45分